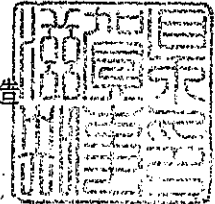


滋 ス 交 流 第 252 号
令和3年(2021年)11月26日

滋賀県スポーツ推進審議会
会長 横山 勝彦 様

滋賀県知事 三日月 大造



第3期滋賀県スポーツ推進計画の策定について（諮問）

「第3期滋賀県スポーツ推進計画」の策定に当たり、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条および滋賀県スポーツ推進条例（平成27年条例第60号）第8条、滋賀県スポーツ推進審議会条例（平成23年条例第56号）第2条の規定に基づき、別記諮問の理由を添えて諮問します。

(諮問の理由)

スポーツは、心身の健康の保持増進や体力の向上に重要な役割を果たすだけでなく、人々に夢や感動を与え、精神的な充足感や楽しさ、喜びをもたらすなど、明日への活力をもたらす大きな力を持っており、生きる力となっています。

本県では、平成 27 年 12 月に「滋賀県スポーツ推進条例」を制定し、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与すべく、スポーツの推進に努めています。

また、平成 30 年 3 月に「第 2 期滋賀県スポーツ推進計画」を策定し、「幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現」を目指して、スポーツの力をもとに「豊かで健やかな生活」「元気な地域」「感動の滋賀」を創るという基本方針を掲げ、具体的な施策を展開しています。

平成 31 年 3 月に「滋賀県基本構想」を策定し、「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念に、生涯を通じた「からだどこころの健康」づくりに向けて、スポーツや文化芸術等の活動を生かしながら、誰もが居場所や生きがいを持ち、自分らしく活躍できる社会づくりを推進しています。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会経済活動や人々の生活に大きな影響が及んでおり、スポーツにおいても、スポーツイベントの開催や学校での運動部活動をはじめ、スポーツを「する」「みる」「支える」の全ての場面で制限を受けています。現在は、競技別の感染拡大防止ガイドラインの制定・運用等によりスポーツ活動が再開されるとともに、オンライン等を活用した新たなスポーツの取組が模索されていますが、ポストコロナ社会において県民の誰もが安心してスポーツを楽しむことができるよう、施策を効果的に展開していくことが求められています。

また、本県では、現在、県民の運動・スポーツ実施率が伸び悩むほか、少子化の進展等により、地域によっては、今までの運営体制では運動部活動の維持が難しくなりつつあります。一方、琵琶湖をはじめとする本県の豊かな地域資源を活用したスポーツの振興を通じて、地域を活性化させていくことが期待されています。こうした本県ならではのスポーツを取り巻く様々な状況に対応していく必要があります。

加えて、本年に開催された東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や、令和 7 年に本県で開催される第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会等のレガシーを、地域のスポーツ振興や共生社会づくりに結び付けていくことも重要です。

国においては、今後のスポーツ政策の指針となる「第 3 期スポーツ基本計画」の策定が進められており、多様な主体によるスポーツ実施の促進や、スポーツによる健康増進、スポーツを通じた共生社会の実現等を議題として検討が行われています。

以上のことから、現計画や新たな国の計画を踏まえ、令和 5 年度からの 5 年間で計画期間とする「第 3 期滋賀県スポーツ推進計画」を策定するに当たり、今後のスポーツ施策の推進についての基本的方針および諸方策を御提示いただきたく、貴審議会へ諮問するものであります。

第23期 第5回滋賀県スポーツ推進審議会

会 議 資 料

令和3年11月26日(金)

滋 賀 県

第23期 滋賀県スポーツ推進審議会委員名簿

※委員は五十音順（敬称略）

委員氏名	現職等	備考
おおた ちえ子 太田 千恵子	一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会 理事	
こすぎ ひでゆき 小杉 秀行	公募委員（東近江市スポーツ推進委員）	
ごとう けい一 後藤 敬一	滋賀ダイハツ販売株式会社 会長	欠席
こんどう たかよ 近藤 高代	近江高等学校 教諭	
たけだ まつ子 武田 哲子	びわこ成蹊スポーツ大学スポーツ学部 准教授	欠席
たなか ゆかり 田中 ゆかり	米原市立坂田小学校 教諭	欠席
ながい いづみ 永井 泉	滋賀県中学校体育連盟 会長	欠席
ながはま あきこ 永浜 明子	立命館大学スポーツ健康科学部 准教授	Web出席
はしづめ けんじ 橋爪 建治	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 常務理事	
はしもと たか子 橋本 孝子	きのもとアイズ 理事	欠席
なちまた たかひろ 道又 隆弘	株式会社京都新聞社 編集局総務	Web出席
やまおか あやか 山岡 彩加	公募委員（医療法人貴島会 貴島病院本院勤務）	
やまわき ひでのが 山脇 秀錬	オーパルオプテックス株式会社 顧問	
よこやま かつひこ 横山 勝彦	同志社大学スポーツ健康科学部 教授	
わだ ひろゆき 和田 裕行	彦根市 市長	欠席

委員15名（出席9名）

第3期滋賀県スポーツ推進計画 策定スケジュール

資料2

	令和3年度					令和4年度											
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
フェーズ				骨子案		→			素案			→			最終案		策定
審議会	第5回 諮問 計画の方向性			第6回 骨子素案・ 現計画の展開方策 の現況			第1回 骨子案 ※指標検討含む			第2回 素案 ※指標決定			第3回 審議会→知事 答申案 答申				
県議会						5月常任 計画策定に ついて				9月常任 素案	9月議会 現計画の実施状況	11月常任 パブコメ結果				2月常任 原案	
その他の会議等														※法第10条に基づく 教育委員会 意見聴取			
県民政策コメント											県民政策 コメント						
市町意見聴取											市町 意見照会						
競技団体意見聴取											競技団体 意見照会						
庁内調整						庁議 (骨子案 論議)			庁議 (素案 協議)	庁内 意見照会			関係課 意見照会		庁議 (原案 協議)		
事務手続等		現計画の展開方策 の現況まとめ										パブコメ結果 等の反映					
	委員公募		委員選定		委員決定												

第2期滋賀県スポーツ推進計画に基づく施策の実施状況について

(令和2年度実績)

第2期滋賀県スポーツ推進計画の概要

平成27年12月に公布、施行した滋賀県スポーツ推進条例に基づき、平成30年度から令和4年度までの5年間の計画期間とする「第2期滋賀県スポーツ推進計画」を平成30年3月に策定した。

・目指す姿

すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画し、互いに連携・協働することを通じて、滋賀県民であることに誇りを感じて、幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現 ～スポーツで滋賀を元気に！ 滋賀の未来を創る！～

・基本方針

- I スポーツの力で「豊かで健やかな生活」を創る！
- II スポーツの力で「元気な地域」を創る！
- III スポーツの力で「感動の滋賀」を創る！

・政策

- 1 生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実
- 2 スポーツの持つ多様な価値の共有
- 3 スポーツ施設・環境の充実
- 4 スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化
- 5 国体・全国障害者スポーツ大会等に向けた競技力向上と競技者の拡大
- 6 地域の特性を活かした大会レガシーの創出

・計画期間 平成30年度～令和4年度 (5年間)

■指標の達成状況

・達成率

【(実績-基準) / (目標-基準) × 100】により算定

達成率がマイナスとなったものは「0%」、100を超えたものは「100%」としている。

・評価

滋賀県基本構想実施計画(第1期)に位置付けがある指標のうち同実施計画の年次目標を達成しているものは「A」、達成していないものは「B」、未集計は「N」として表している。ただし、同実施計画の年次目標に位置付けがない指標については、令和元年度は40%以上、令和2年度は60%以上のものを「A」、令和元年度は40%未満、令和2年度は60%未満のものを「B」としている。

評価	令和元年度	令和2年度
A: 年次目標達成	6項目	3項目
B: 年次目標未達成	9項目	10項目
N: 未集計	1項目	3項目
合計	16項目	16項目

第2期滋賀県スポーツ推進計画 指標の達成状況（令和2年度）

評価	項目数	指標の内容 (網掛けは滋賀県基本構想実施計画に位置付けがあるもの)	令和2年度 の状況	目標 令和2年度※1	達成率 (%) ※2	
A	年次目標 達成	3	・アスリートを採用した県内企業数	44社	(45社以上)	92.3
			・スポーツボランティア登録者数 (本県ボランティア登録システム利用)	3,629人	2,000人	100.0
			・オリンピック・パラリンピックのホストタウンを通じて海外との交流を始めた市町数	5市	(6市町以上)	66.7
B	年次目標 未達成	10	・成人の週1回以上のスポーツ実施率(男)	50.1%	53%	49.3
			・成人の週1回以上のスポーツ実施率(女)	47.4%	53%	37.6
			・障害者の週1回以上のスポーツ実施率	28.9%	(65%以上)	0
			・しがスポーツ大使の就任数	40者	(50者以上)	58.3
			・総合型地域スポーツクラブで指導する有資格スポーツ指導者数	283人	(370人以上)	15.5
			・県内の公共スポーツ施設の利用者数	3,483,340人	(7,300,000人以上)	0
			・民間団体等の実施するスポーツイベントへの県の後援件数	54件	(200件以上)	0
			・スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数(暦年)	795万人	(1,200万人以上)	0
			・滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数	35,211人	(100,000人以上)	0
			・県障害者スポーツ大会の参加者数	150人	(1,000人以上)	0
N	未集計	3	・子どもの1週間の運動・スポーツ実施時間 (土日を含み、平日授業を除く) 【小学5年生】(男)	—	(625分)	—
			・子どもの1週間の運動・スポーツ実施時間 (土日を含み、平日授業を除く) 【小学5年生】(女)	—	(382分)	—
			・国体総合順位	—	(8位以内)	—

※1 滋賀県基本構想実施計画に位置付けがある場合は、当計画の年次目標数値を記載。当計画の位置付けがない場合は、第2期滋賀県スポーツ推進計画で定める令和4年度目標数値を()で記載。

※2 滋賀県基本構想実施計画の位置付けがない指標の達成率算定方法：

$$(\text{実績} - \text{基準}) / (\text{目標} - \text{基準}) \times 100$$

達成率がマイナスとなったものは「0%」、100を超えたものは「100%」としている。

滋賀県基本構想実施計画の位置付けがない指標の評価については、達成率60%以上のものを達成(A)、60%未満のものを未達成(B)としている。

【基本方針Ⅰ】スポーツの力で「豊かで健やかな生活」を創る！

■生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実（政策1）

【主な指標の状況】

指 標	策定時	R 元	R2	R4 目標	達成率	評価
成人（男・女）の週1回以上のスポーツ実施率	男 35.6% 女 36.8% (H28)	男 45.6% 女 42.4%	男 50.1% 女 47.4% (目標 53%)	男女とも 65%以上	男 49.3% 女 37.6%	B B
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	38.1% (H29)	—	28.9%	65%以上	0%	B

【主な施策の実施状況および今後の方向性】

- 働き盛りの世代や女性を対象に、運動・スポーツに取り組むきっかけづくりや習慣化を目的として、ウォーキングやオンライン運動教室等を実施した。（参加者 1,080 人）

【今後の方向性】

コロナ禍の中でも安心・安全に運動・スポーツに取り組み、継続することができるよう、ウォーキングやオンライン運動教室等様々な機会の提供を行うなど、新しい生活様式に即した運動・スポーツの取組を積極的に情報発信することで、運動習慣の定着を図る。

- 障害者が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブにおいて障害者スポーツ教室を実施した。（9クラブ、参加者のべ784人）

【今後の方向性】

障害者スポーツに早くから取り組んできた総合型クラブのノウハウ等を他の総合型クラブにも広めるとともに、障害者福祉サービス事業所等とのマッチングを推進し、障害者スポーツのすそ野拡大を図る。



（障害者スポーツ教室）

- 体育・保健体育の授業の充実について、小学校では「新体力テスト新・分析支援システム」の活用や外部講師による運動教室等を実施し、授業改善を図った。また、中学校では先進県の取組と本県の課題を考察し、「滋賀モデル」の作成に取り組んだ。

【今後の方向性】

小・中学校共通のテーマである「子どもの体力向上」に向け、「運動への愛好的態度」の育成に努め、幼・小・中学校の連携、高等学校との接続を見据えて、校種の枠を超えた研修の機会や授業研究を充実させていく。



（外部講師による運動教室）

- 中学・高校における運動部活動については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により上半期を中心に多くの大会が中止・縮小される中、野球を始めとする様々な競技で代替大会を開催した。また、部活動指導員を幅広く派遣し、顧問の支援や指導力向上に取り組んだ。（部活動指導員 75 人を中学校 49 部(32 校)、高校 26 部(21 校)に派遣）

【今後の方向性】

部活動のあり方についての方針を示した「部活動の指導について」に基づき、中学・高校における部活動がそれぞれの地域、学校、競技種目等に応じた形で適切に実施されるよう働きかけるほか、引き続き部活動指導員による顧問の支援や指導力向上に取り組む。

■スポーツの持つ多様な価値の共有（政策2）

【主な指標の状況】

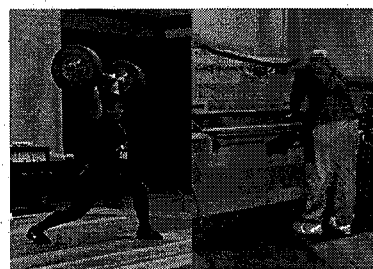
指 標	策定時 (H28)	R 元	R2	R4 目標	達成率	評価
アスリートを採用した県内 企業数	32 社	39 社	44 社	45 社以上	92.3%	A
スポーツボランティア登録 者数(本県ボランティア登録 システム利用)	334 人	3,379 人	3,629 人 (目標 2,000 人)	2,000 人 以上	100%	A

【主な施策の実施状況および今後の方向性】

- 「SHIGAアスリートナビ」を通じ企業とアスリートとの就職マッチングを進めた結果、新たに17名のアスリートが県内企業に雇用された。

【今後の方向性】

「SHIGAアスリートナビ」を活用し、企業と選手とのマッチングをサポートしてアスリート採用企業数の拡充に努め、トップアスリートの獲得を促進する。



(SHIGAアスリートナビ入社選手
中村夏樹(新旭電子工業株式会社))

- スポーツボランティアを確保・育成する「ゲームコンダクターSHIGA」では、ボランティアに関する基礎知識や熱中症予防に係る内容など多様なジャンルの研修をオンラインも活用しながら実施した。(研修実施回数 18 回)

また、各種団体等が主催する大会やイベント等について活動の場を提供するとともに、コロナ禍においても機運やモチベーションを維持するため、スポーツボランティアの魅力等を伝える冊子を作成し、全登録者に配布した。

(活動者数のべ 1,018 人)

【今後の方向性】

ボランティアが今後予定されている大規模スポーツイベントで活躍するためには、登録者が研修や活動に参加し、知識や経験を蓄積していただくことが重要であることから、活動参加を促す魅力ある事業が継続的に展開されるよう、スポーツボランティアの活動を支援する団体を設立するなど新たな枠組を構築し、本県におけるスポーツボランティア文化の醸成につなげていく。



(ボランティア研修)

- しがスポーツ大使を招へいしたスポーツの魅力を伝える講演会等への支援や、コロナ禍でも子ども達がスポーツ活動に取り組めるようスポーツ教室への支援を行い、県民との交流を促進した。(実施件数 16 件、参加者 1,259 人)

【今後の方向性】

しがスポーツ大使から県民に向けたメッセージや動画等を積極的に情報発信するほか、「新たな生活様式」に対応した交流を促進するため、オンラインを活用した交流を検討する。



(しがスポーツ大使
MIOびわこ滋賀によるサッカー教室)

【基本方針Ⅱ】スポーツの力で「元気な地域」を創る！

■スポーツ施設・環境の充実（政策3）

【主な指標の状況】

指標	策定時 (H26)	R元	R2	R4目標	達成率	評価
県内の公共スポーツ施設の利用者数	6,617,409 人	5,699,024 人	3,483,340 人	7,300,000 人以上	0%	B

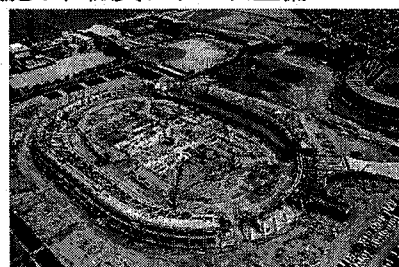
【主な施策の実施状況および今後の方向性】

- 県内の公共スポーツ施設の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、大きく減少した。

本県で開催する国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて、主会場となる（仮称）彦根総合運動公園の再整備については建築・造成工事等を実施し、滋賀アリーナ整備については建設予定地の造成工事完了の後、建物工事に着手し、琵琶湖漕艇場再整備については建物改築工事およびコース改修工事を完了させた。また、（仮称）草津市立プールの整備については草津市に対して財政支援を行った。

（主な施設の供用開始時期）

滋賀アリーナ	令和4年12月予定
（仮称）彦根総合運動公園	令和5年4月予定



（（仮称）彦根総合運動公園
整備状況（令和3年8月）

【今後の方向性】

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の競技会場としてだけでなく、県民のスポーツ・健康づくりの中核施設となるよう、周辺環境等にも配慮しながら、着実に整備を進めていく。

■スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化（政策4）

【主な指標の状況】

指標	策定時	R元	R2	R4目標	達成率	評価
スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数	1,002万人 (H28)	1,105万人	795万人	1,200万人 以上	0%	B
滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数	60,844人 (H29)	73,262人	35,211人	10万人 以上	0%	B

【主な施策の実施状況および今後の方向性】

- スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数、および滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数ともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により大きく減少した。

県内のプロスポーツチーム等の発信力を活かし、試合会場で大規模スポーツ大会の周知と機運醸成を図るとともに、チームのSNS等を活用した大会周知や啓発を実施した。

【今後の方向性】

また、引き続き県内のプロスポーツチーム等の発信力を活用し、スポーツの機運を醸成するとともに、プロスポーツチームやスポーツ団体が取り組む感染症対策の経費に対して支援を行う。



（滋賀レイクスターズによるカヌー紹介動画）

【基本方針Ⅲ】スポーツの力で「感動の滋賀」を創る！

■国体・全国障害者スポーツ大会等に向けた競技力の向上と競技者の拡大（政策5）

【主な指標の状況】

指 標	策定時 (H29)	R 元	R2	R4 目標	達成率	評価
国体総合順位	39 位	30 位	—	8 位以内	—	N
県障害者スポーツ大会の 参加者数	773 人	708 人	150 人	1,000 人 以上	0%	B

【主な施策の実施状況および今後の方向性】

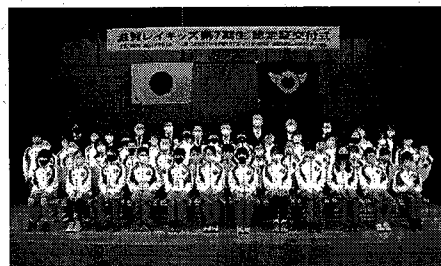
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、鹿児島県で開催予定であった第 75 回国民体育大会（本大会）および第 20 回全国障害者スポーツ大会の延期が決定した。

また、本県で開催する第 79 回国民スポーツ大会についても開催延期が決定したことを受け、競技団体会長会議を開催するなど、競技団体や影響を受ける選手等への経過説明を行い、本県開催に向けた士気の維持・向上に努めるとともに、各競技団体が感染症対策を講じながら実施する強化活動に対する支援を行った。

- 県内在住の小学 5 年生を「滋賀レイキッズ 7 期生」に認定（42 人）し、6 期生とともに育成プログラム（のべ 18 回）を実施した。

本県での国民スポーツ大会開催時に少年種別の中心となるターゲットエイジの中から強化指定選手として指定証を交付し、強化事業を実施した。

また、コロナ禍でも自宅でトレーニングできるよう、医科学サポートスタッフの協力のもと、トレーニング動画を作成し配信した。



（滋賀レイキッズ 7 期生認定証交付式）

【今後の方向性】

上位入賞が期待できる選手に対する個人指定強化対策を充実し、更なる競技力の向上を図る。国民スポーツ大会開催年に少年種別として出場する世代であるターゲットエイジの強化に向け、レベルの高い指導を受けられる機会の充実や中学校との連携強化を図るとともに、優秀な選手の県外流出の抑止に向けた取組を進める。

- 強化拠点校に優秀指導者を派遣する対象校（部）を拡充するとともに、新たに専門的な競技指導のできる指導者の配置を行い、継続して選手への指導ができる体制の整備を図った。

また、競技団体の指導力と組織力強化を図るため、各競技団体のプロジェクトチームリーダーを集め、専門の講師による研修会を開催した。

【今後の方向性】

引き続き強化拠点校に優秀な指導者を派遣し、拠点校の強化と魅力向上を図るほか、指導者の資質向上のため、トップレベルの指導者を積極的に招へいするとともに、将来の指導者となる優秀な選手の確保に努める。

■地域の特性を活かした大会レガシーの創出（政策6）

【主な指標の状況】

指 標	策定時 (H28)	R 元	R2	R4 目標	達成率	評価
オリンピック・パラリンピックの ホストタウンを通じて海外との交 流を始めた市町数	3 市	5 市	5 市	6 市町 以上	66.7%	A

【主な施策の実施状況および今後の方向性】

- ホストタウンに登録されている大津市、米原市、守山市、甲賀市、彦根市の5市と連携し、コロナ禍で相手国との直接交流ができない中、WEBを活用した交流事業を展開した。例えば、彦根市ではホストタウン相手国であるスペインの在住者も参加できるオンラインの市民マラソン大会「2020 Virtual Run ホストタウン HIKONE & SPAIN」(※)を開催した。

※内閣官房による表彰「ホストタウンサミット2021 いいね! 賞」を受賞



(「2020 Virtual Run ホストタウン HIKONE & SPAIN」 走行路コンテスト 入賞写真)

【今後の方向性】

事前合宿の受け入れをはじめとするホストタウン相手国との交流の経験を生かして、スポーツイベント等を誘致し、県立スポーツ施設等の有効活用を図るとともに、対象競技を地域のシンボルスポートとして普及させていく。

- 本県での国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、会場地市町の選定を進めるとともに、競技会場となる市町に対して支援を行った。

また、両大会の延期に伴い、ポスター、チラシ、啓発グッズを新たに作成し、県内に幅広く掲出するとともに、様々な広報媒体、ラッピングバス、駅の大型階段を利用した広告等を通じて情報発信を行い、新たな開催年の周知と機運醸成を図った。



(JR草津駅西口 大型階段広告)

【今後の方向性】

すべての競技会場地の選定に向けて調整を続けるとともに、各競技会の開催に向けた準備が円滑に進むよう、市町、競技団体に対する支援を行う。あわせて、両大会の愛称・スローガンやマスコットキャラクターの活用、イメージソングの普及活動等を通じて広報啓発活動をより一層展開し、大会開催に向けた機運醸成を図る。

滋賀県スポーツ推進条例（H27.12～）

基本理念

- (1) 県民一人ひとりの生涯スポーツ活動
- (2) 子どもの心身の健全な発達
- (3) 障害者のスポーツ活動
- (4) 競技力向上
- (5) 環境整備
- (6) 地域の活性化
- (7) 滋賀の特性を活かしたスポーツ

第2期滋賀県スポーツ推進計画（H30.3～R5.3）

目指す姿

すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画し、互いに連携・協働することを通じて、滋賀県民であることに誇りを感じて、幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現～スポーツで滋賀を元気に！ 滋賀の未来を創る！～



滋賀県基本構想（H31.3～R13.3）

目指す2030年の姿（抜粋）

- > バランスの取れた食事、スポーツ・運動の習慣などにより、健康的な日常生活が送られている。
- > 誰もが居場所や生きがいを持ち、スポーツや文化芸術等に親しみながら心豊かに生活している。
- > 滋賀ならではの文化芸術・食などの観光資源の魅力が発信されていることで、国内外から滋賀を訪れる人が増加し、地域が活性化している。

県の政策の方向性（抜粋）

- > 運動習慣の定着や生涯を通じた健康づくり（中略）を通じて、疾病予防・介護予防を推進
- > スポーツや文化芸術等の活動に取り組むことができる環境の整備をはじめ、誰もが居場所や生きがいを持ち、生涯を通じて自分らしく活躍できる社会づくりを推進
- > 多様性を認め、互いに支え合う共生社会づくりを推進

ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた基本構想の推進方針（抜粋）

- <柱1 こころの健康>
> 文化や芸術、スポーツ等に触れる機会の確保・拡充

人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀総合戦略（R2.3～R7.3）

基本政策1(3) 人生100年時代の健康しがの実現

- <主な施策>（抜粋）
- ①健康増進に向けたいきいきとした暮らしの推進
> 健康寿命延伸のための予防を重視した健康づくりの推進
 - ②文化やスポーツを通じた元気な地域づくり
> すべての県民が文化・スポーツを「する」「みる」「支える」を楽しむ機会の創出
> 文化・スポーツを通じた交流人口の増加等による地域経済の活性化
> 子どもの運動・スポーツ活動の充実や様々な文化に直接触れる機会の拡大
> 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会等の開催を契機とする地域における健康への取組促進

基本政策3(1) 訪れる人・関わる人の創出

- <主な施策>（抜粋）
- ①滋賀ならではの特色を活かした観光の創出
> 「ビワイチ」の推進やウォータースポーツなどの体験型観光の充実

現行計画期間中に起きた2つの大きな出来事とスポーツへの影響

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大
⇒ 日頃の成果発表の機会の喪失
⇒ 地域交流の不足
⇒ 健康に対する意識の高まり
⇒ オンラインを活用した新たな取組の進展
- 2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催
⇒ コロナ禍でのスポーツイベント開催をめぐる世論の分断
⇒ スポーツの「人々の心を動かす力」や「楽しさ」の再確認
⇒ 人が持つ可能性の再確認

（国の計画）第3期スポーツ基本計画（R4.3策定予定）

策定にあたっての主要議題

- > 多様な主体によるスポーツ実施の促進、スポーツによる健康増進、スポーツを通じた共生社会の実現
- > 総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団等地域スポーツ環境の整備・充実、スポーツ推進委員の有効活用
- > 学校体育、運動部活動改革をはじめ子供のスポーツ機会の充実、体力の向上
- > スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保
- > スポーツ施設やオープンスペースなどスポーツをする場の充実
- > スポーツの成長産業化、スポーツを通じた地域振興・地域活性化、大学スポーツの充実
- > スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献
- > 国際競技力の向上、クリーンでフェアなスポーツの推進

今後の大規模スポーツイベントのコンセプト等（抜粋）

パリオリンピック・パラリンピック（令和6年）
> 社会の中心にあるスポーツ、より包括的な社会、優れた環境を3つの柱とする「これまでで最もサステナブル（持続可能）な大会」

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（令和7年）
> 年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会

愛知・名古屋アジア競技大会（令和8年）
> 地域活性化を図るとともに、競技力の向上や、スポーツを楽しむ文化の普及に貢献
> スポーツによる子ども達の健全な成長に寄与

ワールドマスターズゲームズ2021関西（開催時期未定）
> スポーツ・フォー・ライフ（人生を豊かにするスポーツ）の開花

第23期 第5回滋賀県スポーツ推進審議会

参 考 資 料

令和3年11月26日(金)

滋 賀 県

第2期滋賀県スポーツ推進計画の進捗状況について

基本方針		政策	指標	計画策定時	現状	対前年比較	目標(R4)	目標達成率	達成状況	
スポーツ推進の具体的展開	I	スポーツの力で「豊かで健やかな生活」を創る!	成人(男・女)の週1回以上のスポーツ実施率	(H28) 男性:35.6% 女性:36.8%	(R2) 男性:50.1% 女性:47.4%	↑ ↑	男女ともに65%以上	49.3% 37.6%	△ △	
			1 生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実	子ども(男・女)の1週間の運動・スポーツ実施時間(※土日を含み、平日の授業を除く)【小学5年生】	(H28) 男子:590.7分 女子:347.2分	(R1) 男子:558.8分 女子:330.2分 ※R2調査中止	— —	男子:625分 女子:382分	— —	— —
			障害者の週1回以上のスポーツ実施率	(H29) 38.1%	(R2) 28.9%	—	65%以上	0%	△	
		2 スポーツの持つ多様な価値の共有	しがスポーツ大使の就任数	(H28) 26者	(R2) 40者	↑	50者以上	58.3%	△	
			アスリートを採用した県内企業数	(H28) 32社	(R2) 44社	↑	45社以上	92.3%	○	
			スポーツボランティア登録者数(本県ボランティア登録システム利用)	(H28) 334人	(R2) 3,629人	↑	2,000人以上	100%	○	
	II	スポーツの力で「元気な地域」を創る!	3 スポーツ施設・環境の充実	総合型地域スポーツクラブで指導する有資格スポーツ指導者数	(H28) 267人	(R2) 283人	↑	370人以上	15.5%	△
				県内の公共スポーツ施設の利用者数	(H26) 6,617,409人	(R2) 3,483,340人	↓	730万人以上	0%	△
		4 スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化	民間団体等の実施するスポーツイベントへの県の後援件数	(H28) 155件	(R2) 54件	↓	200件以上	0%	△	
			スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数	(H28) 1,002万人	(R2) 795万人	↓	1,200万人以上	0%	△	
滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数			(2017シーズン) 60,844人	(2020シーズン) 35,211人	↓	10万人以上	0%	△		
III	スポーツの力で「感動の滋賀」を創る!	5 国体・全国障害者スポーツ大会等に向けた競技力向上と競技者の拡大	国体総合順位	(H29) 39位	(R1) 30位 ※R2国体延期	—	8位以内	—	—	
			県障害者スポーツ大会の参加者数(実数)	(H29) 773人	(R2) 150人	↓	1,000人以上	0%	△	
	6 地域の特色を活かした大会レガシーの創出	オリンピック・パラリンピックのホストタウンを通じて海外との交流を始めた市町数	(H28) 3市	(R2) 5市	→	6市町以上	66.7%	○		

対前年比較の状況
前年度(R元年度)よりも増加している場合は「↑」、減少している場合は「↓」、増減なしの場合は「→」とする。

目標達成率の算定方法
(R2実績-基準)/(R4目標-基準)×100
※達成率がマイナスとなったものは「0%」、100を超えたものは「100%」とする。
達成状況の判断基準
達成率が60%以上の場合は「○」、60%に満たない場合は「△」とする。

※ 令和3年度都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議資料より抜粋

第3期スポーツ基本計画の 策定状況について

第3期スポーツ基本計画の策定状況

- スポーツ基本計画は、現在、スポーツ庁長官の諮問を受けて、スポーツ審議会において審議中(4月～)
- 現在、スポーツ審議会スポーツ基本計画部会において複数回に分けて以下の主要課題についての意見交換を実施したところ

【今後の主要議題】

- ・ 障害者、女性、子供、高齢者等多様な主体によるスポーツ実施の促進、スポーツによる健康増進、スポーツを通じた共生社会の実現
- ・ 総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団等地域スポーツ環境の整備・充実、スポーツ推進委員の有効活用
- ・ 学校体育、運動部活動改革をはじめ子供のスポーツ機会の充実、体力の向上
- ・ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保
- ・ スポーツ施設やオープンスペースなどスポーツをする場の充実
- ・ スポーツの成長産業化、スポーツを通じた地域振興・地域活性化、大学スポーツの充実
- ・ スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献
- ・ 国際競技力の向上、クリーンでフェアなスポーツの推進

【たたき台】第3期スポーツ基本計画の策定に向けた構造案について

※10/14(木)第8回スポーツ基本計画部会配布資料

1. 総論

- ✓「スポーツ」は、する/みる/ささえることを通じて人々が感じる「楽しさ」「喜び」に根源を持つ身体活動であり、心身の健全な発達、健康・体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心などの精神の涵養等、あらゆる「自発的な意思」に基づき行われるものとして捉えられる。
- ✓スポーツの価値は、健康課題の顕在化、深刻化やコミュニティの弱体化、少子高齢化等の近年の社会課題への対応の一助となるものとしてもその重要性が認識されるが、特に、現行第2期計画期間中に起きた2つの大きな出来事で再確認された。一つは、①「新型コロナウイルス感染症の拡大」により、**スポーツが失われ/制限されたことによって**、もう一つは、②「東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催」を通じて、アスリートの活躍はもとより、競技を支えるスタッフやボランティアの献身的な姿などを目の当たりにし、**世界中の人々が夢や感動/活力や勇気を感じたことによってである**。
- ✓このように、これまで経験したことがない厳しい環境下にあっても、「スポーツ自体が有する価値」と「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」は、**かけがえないもの**であることを改めて確認。特に、第3期計画下では、以下の**3つの観点を重視した施策を展開**。

第3期の新視点

- ① 今後、スポーツの価値を高めるために、これまでの「する/みる/ささえる」に加え、状況に応じて既存の枠組み等を見直し・改善するとともに、新しい方法やルールを創出するなど、**スポーツを『つくる/はくくむ』**といった視点も新たに求められること。
- ② これまでのスポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をさらに推し進め、**様々な立場・状況の人々が「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しめる社会の実現**を目指すこと。
- ③ 性別、年齢、障害の有無、経済的事情等にかかわらず、**全ての人々がスポーツにアクセスできる社会の実現**を目指すこと。

⇒ こうしたスポーツが持つ無限の可能性を発揮できるよう、
来年度以降、我が国のスポーツ推進の基本的な方向性 / 今後5年間の具体的な施策等を策定

2. 基本的な方向性

【ポイント1】

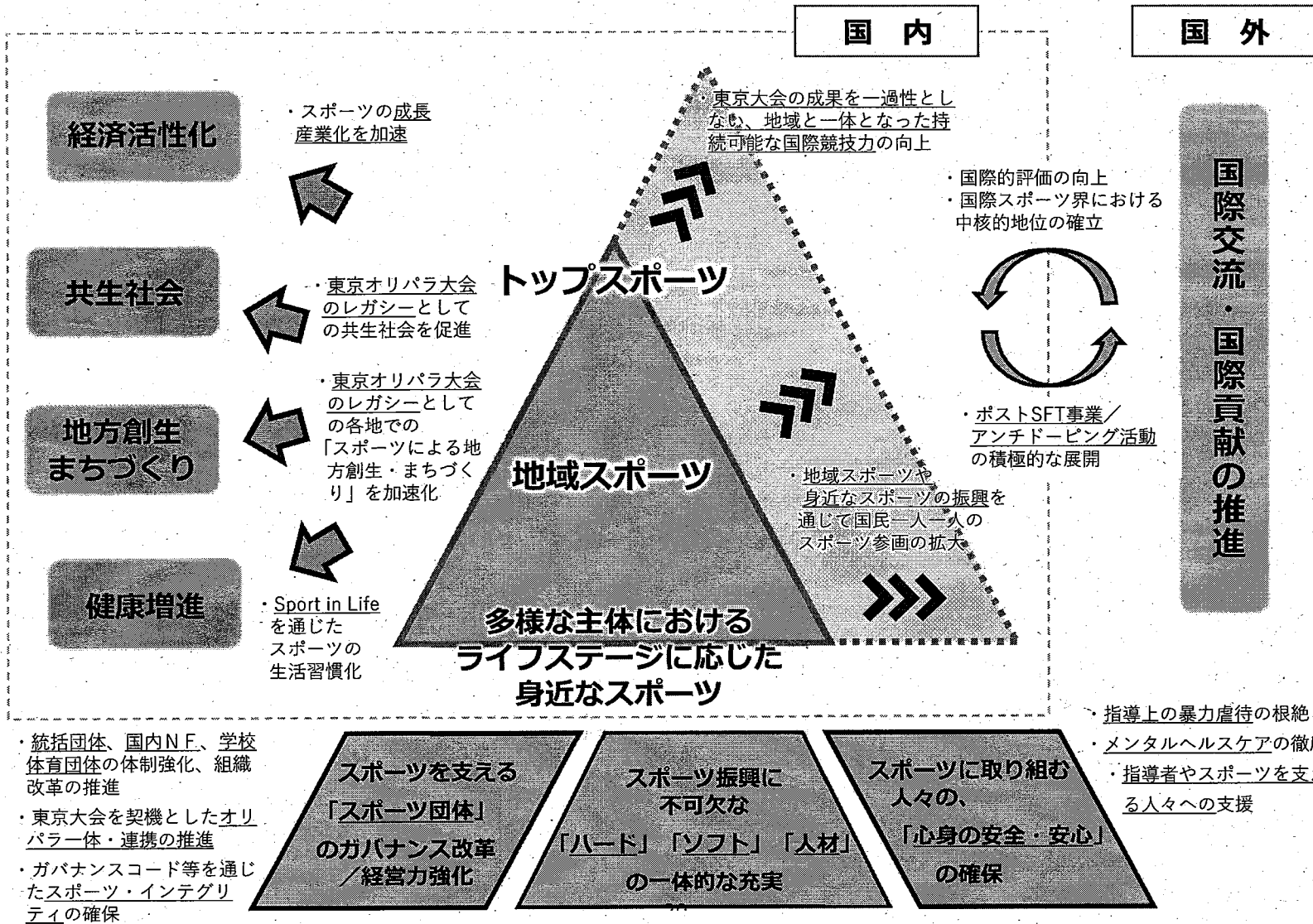
- 第2期基本計画で提示されている中長期的なスポーツ政策の基本方針である、(1) スポーツで「人生」が変わる！ (2) スポーツで「社会」を変える！ (3) スポーツで「世界」とつながる！ (4) スポーツで「未来」を創る！の考え方は、**第3期基本計画においても踏襲**
- そのうえで、第2期計画期間中において上記の(1)から(4)の基本方針に沿って進められた施策・取組の手立ての振り返りを踏まえ、また、第3期計画期間において、(1)から(4)の基本的方針に沿って施策・取組をさらに進めるための新たな手立て等を、社会情勢の変化等を踏まえて提示する。

【ポイント2】

- また、第3期基本計画では、これら4つの基本方針が真に実効性ある形で遂行されるよう担保することを目指し、
 - ① 数値を含む成果指標と各種施策との関係性を整理しその精緻化を図るなど、「ロジックモデル」を構築
 - ② 第3期計画3年目で、**ロジックモデルに基づき、計画前半の取組状況を評価し、計画後半に向けた改善を図る仕組みを導入**
- ⇒ 更に、**第4期計画の議論に向けた準備にも活用**

【参考】第3期スポーツ基本計画における個別施策群の関係性（イメージ）

※10/14(木)第8回スポーツ基本計画部会配布資料



「スポーツ自体が有する価値」をさらに発揮するための施策（基本的方向性①）

多様な主体におけるスポーツの機会創出

スポーツ界におけるDX推進

スポーツの国際交流・国際貢献

国際競技力の向上

など

「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」をさらに発揮するための施策（基本的方向性②）

健康増進

経済活性化

地方創生・まちづくり

など

上記施策を支える基盤的な施策

担い手となる「スポーツ団体」のガバナンス改革／経営力強化

スポーツ・インテグリティの一層の確保

スポーツ振興に不可欠なハード、ソフト、人材の一体的な充実

指導上の暴力虐待の根絶

アスリートのメンタルヘルスケアの徹底

など

第2期滋賀県スポーツ推進計画 に基づく施策の実施状況説明書

令和3年度滋賀県議会定例会
令和3年9月定例会議報告

(報第16号)

目 次

	頁
報第16号 第2期滋賀県スポーツ推進計画に基づく施策の実施状況について……………	1

報第16号

第2期滋賀県スポーツ推進計画に基づく施策の実施状況について

滋賀県スポーツ推進条例（平成27年滋賀県条例第60号）第9条の規定に基づき、報告する。

令和3年9月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

報第16号
第2期滋賀県スポーツ推進計画に基づく施策の実施状況について

1 第2期滋賀県スポーツ推進計画の概要

平成27年12月に公布、施行した滋賀県スポーツ推進条例に基づき、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「第2期滋賀県スポーツ推進計画」（以下「推進計画」という。）を平成30年3月に策定した。

(1) 目指す姿

すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画し、互いに連携・協働することを通じて、滋賀県民であることに誇りを感じて、幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現 ～スポーツで滋賀を元気に！滋賀の未来を創る！～

(2) 基本方針

- I スポーツの力で「豊かで健やかな生活」を創る！
- II スポーツの力で「元気な地域」を創る！
- III スポーツの力で「感動の滋賀」を創る！

(3) 政策

「人」「地域」「国体・全国障害者スポーツ大会等の開催」の視点から6つの政策を掲げる。

- 1 生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実
- 2 スポーツの持つ多様な価値の共有
- 3 スポーツ施設・環境の充実
- 4 スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化
- 5 国体・全国障害者スポーツ大会等に向けた競技力の向上と競技者の拡大
- 6 地域の特性を活かした大会レガシーの創出

2 進行管理

(1) 達成率の算出方法について

推進計画策定時の現状を基準にして、令和4年度の目標数値に対する令和2年度（令和2年度の実績がない場合は直近の数値）の達成率を表している。

$$\left[\frac{\text{実績} - \text{基準}}{\text{目標} - \text{基準}} \times 100 \right]$$

※達成率がマイナスとなったものについては「0%」、100を超えたものについては「100%」としている。

(2) 評価について

滋賀県基本構想実施計画（第1期）に位置付けがある指標のうち同実施計画の年次目標を達成しているものは「A」、達成していないものは「B」、未集計は「N」として表している。

ただし、同実施計画の年次目標に位置付けがない指標については、令和2年度が推進計画の3年目に当たることから、60%以上のものは「A」、60%未満のものは「B」として表している。

3 施策の実施状況

(基本方針Ⅰ) スポーツの力で「豊かで健やかな生活」を創る！

(政策1) 生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実

【政策目標】

年齢や性別、障害の有無を問わず、すべての県民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを楽しめるよう、スポーツ活動や学校体育の充実を目指す。

指 標	計画 策定時	現 状				目標 R4	達成 率(%)	評価
		H30	R元	R2	R3			
Ⅰ スポーツの力で「豊かで健やかな生活」を創る！								
指 標	1 生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実							
① 成人(男・女)の週1回以上のスポーツ実施率	男 35.6% 女 36.8% (ともにH28)	39.7% 40.0%	45.6% 42.4%	50.1% 47.4% (目標53%)		65%以上 65%以上	49.3 37.6	B B
② 子ども(男・女)の1週間の運動・スポーツ実施時間(土日を含み、平日授業を除く) 【小学5年生】	男 590.7分	586.6分	558.8分	-		625分	-	N
	女 347.2分 (ともにH28)	341.7分	330.2分	-		382分	-	N
③ 障害者の週1回以上のスポーツ実施率	38.1% (H29)	-	-	28.9%		65%以上	0	B

【施策の総括】

成人の週1回以上のスポーツ実施率は年々増加しているものの、男女共に目標は達成できず、また年齢別では30歳台から50歳台までの働き盛りの世代の実施率が低くなっている。

子ども(男・女)の1週間の運動・スポーツ実施時間については、令和2年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査が新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止となり、測定できなかった。

障害者の週1回以上のスポーツ実施率は、調査を行ったところ計画策定時から下回る結果となり、障害者が運動・スポーツをする機会の確保や環境整備が課題となっている。

生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実に向けて、成人では働き盛りの世代や女性

を対象に健康づくりと関連付けた取組の実施、子どもたちには体育・保健体育の授業や運動部活動の充実、障害者には更なるスポーツの機会の提供に努める。また、自宅等で取り組むことができる運動・スポーツや新しい生活様式に即した運動・スポーツの取組を積極的に情報発信し、運動習慣の定着を図る。

【施策の実施状況および今後の方向性】

(1) 県民総スポーツの機会づくりの推進（条例第10条、第11条）

ア 施策の実施状況

県民の誰もが参加できる「滋賀県民総スポーツの祭典」は、県民体育大会や障害者スポーツ大会などを年間通じて実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年8月末までに実施予定の種目は中止または延期となった。9月以降は157種目中49種目が感染症対策を講じて実施されたものの、参加者数は激減した。

（参加者 8,219人）

イ 施策の今後の方向性

滋賀県民総スポーツの祭典をより一層多くの方々に参加していただける大会にしていく必要があるが、参加者の固定化等の課題があるため、市町や競技団体等で構成される滋賀県民体育大会検討委員会等において、大会のあり方や方向性を検討していく。

(2) 幼児期からの運動（遊び）・スポーツ活動の充実（条例第13条、第14条）

ア 施策の実施状況

県教育委員会と文化スポーツ部とが連携して子どもの運動遊びプログラムの普及啓発に取り組むなど、幼児の運動能力の改善に努めた。幼児の運動能力調査の結果では、4、5歳児の男女ともに令和元年度よりも総合的な運動能力数値が高い結果となった。各園が、コロナ禍にあっても外部講師を招へいした運動教室を開催するなど、様々な工夫により運動の場を設定していることが要因と考えられる。

イ 施策の今後の方向性

幼稚園、小学校等と連携しながら幼児や小学生の運動能力や運動習慣の調査を実施し、実態を正確に把握する。小学校においては「体育の宿題」や「チャレンジランキング」等を通して学校生活だけでなく、家庭において子どもの運動に対する興味・関心を高める取組の強化に努める。また、すべての校種において共通した教材での研修会を実施し、運動習慣化・愛好的態度の育成に向けて系統性を図る。

(3) 小・中学校における体育・保健体育の授業の充実（条例第14条）

ア 施策の実施状況

小学校では、県教育委員会と県総合教育センターが連携して作成した「新体力テスト新・分析支援システム」を活用して、小学校の教員がそれぞれの小学校や学級の体力分析を行い、事例集などを参考に授業の充実を図っている。また、県教育委員会の指導主事や県

内大学の教員等の外部講師が、小学校を訪問して研修会や運動教室「健やか元気アップ事業（体育の出前講座・元気アップ教室）」を実施し、運動や体育の愛好的態度を育むとともに授業改善を図った。

中学校では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が高い先進県の取組と本県の課題を考察した。また、新学習指導要領に即した授業改善を推進するとともに、運動への愛好的な態度の育成と体力の向上を重視する授業改善の枠組みを「滋賀モデル（単元ごとの指導計画など）」として各領域で作成を進めた。

小学校・中学校とも、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業が長期にわたり、当初の教育課程の編成が見直されたことで、体力低下が懸念されたことから、科学的な知見を踏まえ、指導計画の順序の入れ替えや指導の工夫を行うとともに、感染症対策を講じて可能な範囲で事業の実施を求めた。

イ 施策の今後の方向性

小・中学校共通のテーマである「子どもの体力向上」に向け、特に小学校では、子どもが進んで運動に取り組めるよう「運動への愛好的態度」の育成ができる取組を行っていく。また、令和3年度以降の新学習指導要領の完全実施に向け、幼・小・中学校の連携、さらに高等学校との接続を見据えて、共通教材を通して校種の枠を超えた研修の機会や授業研究を充実させていく。

(4) 中学・高校における運動部活動の活性化（条例第14条）

ア 施策の実施状況

体育大会等の開催は新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高いとの意見が多いことから、感染症対策を講じたうえで実施検討を求める指導や支援を行ったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、これまで積み上げてきた成果を発揮、披露する場や内容が著しく減少した。

滋賀県中学校体育連盟主催の春季総合体育大会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止した。また、夏季総合体育大会も中止したが、3年生の締めくくりの場として、代替大会を県内各地で開催した。秋季総合体育大会以降は、感染症対策を万全に行った上で規模を縮小して開催した。

滋賀県高等学校体育連盟主催の春季総合体育大会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止したが、代替大会として、7月から9月に22の競技で「滋賀県高等学校夏季体育大会」を開催した。夏の甲子園大会と地方大会は中止となったが、7月18日から8月9日に「夏季滋賀県高等学校野球大会」を開催し、全加盟校53校が出場した。秋季総合体育大会は、無観客などの感染症対策を講じた上で予定通り開催するとともに、令和2年9月以降の全国大会や近畿大会が感染症対策を徹底し開催されたことから、選手を派遣した。

部活動指導員（75人）を県内公立中学校49部（32校）、県立高等学校26部（21校）に派

遣したほか、中学校・高等学校の教員を対象に、体罰防止および合理的・科学的指導方法の普及を目的とした研修会を開催した。(参加者 110人)

イ 施策の今後の方向性

部活動のあり方についての方針を示した「部活動の指導について」(H30.7 滋賀県教育委員会)に基づき、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で中学校・高等学校における部活動が適切に実施されるよう働きかける。また、近畿・全国大会等で活躍できる選手の育成に向けて、競技団体等と一層の連携を図る。

学校の職員として位置付けられた部活動指導員は、運動部員が合理的・科学的な指導を受ける効果と、教員(顧問)の働き方改革への寄与が期待できるとともに、学校組織全体での指導体制を構築するため、引き続き、顧問の支援と指導力向上に取り組むとともに、部活動指導員の事業評価を行う。

教員(顧問)や部活動指導員を対象に体罰根絶の意識を根付かせ、合理的・科学的な活動を実践するための研修を継続的に実施する。

(5) 障害のある人の参加機会の拡大(条例第15条)

ア 施策の実施状況

障害者(児)が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)に委託し、障害者スポーツ教室を実施(9クラブ、参加者のべ784人)した。例年開催している滋賀県障害者スポーツ大会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、個人2競技のみ開催(参加者のべ174人)した。中止した個人競技については、全国障害者スポーツ大会の選手選考会を別途開催した。

(参加者のべ74人)

主に知的障害者(児)を対象にした、スペシャルスポーツカーニバルについても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した。

イ 施策の今後の方向性

障害者スポーツに早くから取り組んできた総合型クラブのノウハウ等を他の総合型クラブにも広めるとともに、障害者福祉サービス事業所等とのマッチングを推進し、障害者スポーツのすそ野拡大を図る。

また、障害者スポーツに取り組む総合型クラブを増やすため、研修やガイドブックを通じた理解促進を図る。

滋賀県障害者スポーツ大会等への若年層の参加を増やすため、特別支援学校等との連携を進めるとともに、障害者が参加しやすくなるよう、全国大会選考の部に加えて気軽に競技大会に参加できる部門を新設する。また、スペシャルスポーツカーニバルを廃止し、身近な地域でスポーツを楽しむことができる事業を新たに展開する。

(6) 女性の参加機会の拡大(条例第11条)

ア 施策の実施状況

親と子の運動遊びの一助となるプログラムを県のホームページに掲載するとともに、プログラムを活用した動画を作成・公開した。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりWEB会議システムを活用したオンライン運動教室を開催し、自宅でもできるヨガやエクササイズの実施した。

県スポーツ推進委員協議会の理事について、県内の4ブロックすべてで女性理事を選出し、地域スポーツ施策の意思決定の過程において女性の参画を進めた。

イ 施策の今後の方向性

成人女性のスポーツ実施率が低いことから、女性のライフスタイル等を踏まえた取組や啓発を引き続き推進する。また、女性の視点や意見が施策等に反映されるよう、より一層、女性の指導者や委員等の参画を推進していく。

(7) 中高年の運動習慣定着化の推進 (条例第12条)

ア 施策の実施状況

誰もが気軽に取り組むことができるラジオ体操を通じて健康増進や体力向上を図るため、ラジオ体操指導士を県内各地に派遣したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年12月以降、全国ラジオ体操連盟から指導士の派遣が中止されている。

(実施回数6回)

また、働き盛りの世代等を対象に、運動・スポーツに取り組むきっかけづくりや習慣化を目的として、コロナ禍の中でも安心・安全に運動・スポーツに気軽に取り組めるよう、ウォーキングやオンライン運動教室等、複数のメニューを実施した。(参加者1,080人)

イ 施策の今後の方向性

コロナ禍の中でも安心・安全に運動・スポーツに取り組む、継続することができるよう、スマートフォンアプリやオンラインを活用したウォーキングなど様々な機会を提供するとともに、自宅等で取り組むことができる運動・スポーツや新しい生活様式に即した運動・スポーツの取組を積極的に情報発信し、運動習慣の定着を図る。

(政策2) スポーツの持つ多様な価値の共有

【政策目標】

スポーツから得られる勇気や社会の絆、さらには共生社会、健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化等に結びつくスポーツの持つ多様な価値の発信と共有を目指す。

指 標	計画 策定時	現 状				目標	達成 率(%)	評価
		H30	R元	R2	R3	R4		
I スポーツの力で「豊かで健やかな生活」を創る！								

指 標	2 スポーツの持つ多様な価値の共有								
④	しがスポーツ大使の就 任数	26者 (H28)	34者	38者	40者		50者 以上	58.3	B
⑤	アスリートを採用した 県内企業数	32社 (H28)	32社	39社	44社		45社 以上	92.3	A
⑥	スポーツボランティア 登録者数(本県ボラン ティア登録システム利 用)	334人 (H28)	1,789人	3,379人	3,629人 (目標 2,000 人)		2,000人 以上	100	A

【施策の総括】

しがスポーツ大使の就任数は、新たに2者委嘱した結果40者となり、コロナ禍でスポーツ活動に取り組むことができない子ども達への大使からの応援メッセージや、大使の活躍を通じてスポーツの多様な価値を発信した。

アスリートを採用した県内企業は5社増加した。なお、県競技力向上対策本部が立ち上げた職業紹介所「SHIGAアスリートナビ」などを活用した結果、令和3年4月の入社選手計17名の就職につなげることができた。

スポーツボランティア登録者数は、ボランティアを確保・育成する「ゲームコンダクターSHIGA」を通じて順調に推移している。

スポーツの持つ多様な価値の共有に向けて、しがスポーツ大使との交流の促進、県内企業へのアスリート等の採用の働きかけ、ボランティア活動の魅力等を積極的に発信していく。

【施策の実施状況および今後の方向性】

(1) スポーツの持つ多様な価値の発信(条例第11条、第21条)

ア 施策の実施状況

スポーツに関する情報を総合的に発信する「しがスポーツナビ!」について、多様な情報を迅速に発信するためにSNSとの連携機能等を拡充した。また、新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起や活動支援制度の紹介を行うとともに、しがスポーツ大使から県民に向けた応援メッセージを動画、写真で紹介した。(アクセス数91,618件)

イ 施策の今後の方向性

より多くの方々にスポーツの魅力を届けられるよう、東京2020オリンピック・パラリン

ピック等の話題性の高い情報をタイムリーに発信するほか、迅速かつ柔軟な情報発信を目指して、ホームページやSNSの活用に努める。

(2) トップアスリートとの交流機会の創出 (条例第11条)

ア 施策の実施状況

しがスポーツ大使を招へいしたスポーツの魅力を伝える講演会等への支援や、コロナ禍でも子ども達がスポーツ活動に取り組めるようスポーツ教室への支援を行い、県民との交流を促進した。(実施件数16件、参加者1,259人)

平成31年4月に立ち上げた職業紹介所「SHIGAアスリートナビ」を通じ企業とアスリートとの就職マッチングを進めた結果、新たに17名のアスリートが県内企業に雇用された。

イ 施策の今後の方向性

しがスポーツ大使から県民に向けたメッセージや動画等を積極的に情報発信するほか、「新たな生活様式」に対応した交流を促進するため、オンラインを活用した交流を検討する。

また、「SHIGAアスリートナビ」の更なる周知に努め、企業と選手とのマッチングをサポートしてアスリート採用企業数の拡充に努めるとともに、公益財団法人滋賀県スポーツ協会(以下「県スポーツ協会」という。)による「スポーツ特別指導員」の雇用を活用し、トップアスリートの獲得を促進する。

(3) スポーツイベント等におけるボランティア活動の応援・促進 (条例第18条)

ア 施策の実施状況

県内で開催される大規模スポーツイベント等に向けて、スポーツボランティアを確保・育成する「ゲームコンダクターSHIGA」の取組として、令和2年度には新規250人、累積3,629人にボランティア登録をいただいております。また、ボランティアに関する基礎知識や熱中症予防に係る内容など多様なジャンルの研修をオンラインも活用しながら実施した。(研修実施回数18回)

あわせて、各種団体等が主催する大会やイベント等について活動の場を提供するとともに、コロナ禍においても機運やモチベーションを維持するため、スポーツボランティアの魅力等を伝える冊子を作成し、全登録者に配布した。(活動者数のべ1,018人)

イ 施策の今後の方向性

今後予定されている大規模スポーツイベントでボランティアとして活躍していただくためには、登録者が研修や活動に参加し、知識や経験を蓄積していただくことが重要であることから、活動参加を促す魅力ある事業が継続的に展開されるよう、スポーツボランティアの活動を支援する団体を設立するなど新たな枠組を構築し、本県におけるスポーツボランティア文化の醸成につなげていく。

(基本方針Ⅱ) スポーツの力で「元気な地域」を創る！

(政策3) スポーツ施設・環境の充実

【政策目標】

県民が気軽にスポーツに親しむことができるよう「する」「みる」「支える(育てる)」スポーツ環境の充実を図る。

指 標	計画 策定時	現 状				目 標 R4	達成 率(%)	評価	
		H30	R元	R2	R3				
Ⅱ スポーツの力で「元気な地域」を創る！									
指 標	3 スポーツ施設・環境の充実								
⑦	総合型クラブで指導する有資格スポーツ指導者数	267人 (H28)	229人	280人	283人		370人 以上	15.5	B
⑧	県内の公共スポーツ施設の利用者数	6,617, 409人 (H26)	5,826, 776人	5,699, 024人	3,483, 340人		7,300, 000人 以上	0	B

【施策の総括】

総合型クラブで指導する有資格スポーツ指導者数は、クラブアドバイザーを通じて情報提供を行っているものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により研修会を一部中止したことなどから目標を達成できず、更なる働きかけが必要である。

県内の公共スポーツ施設の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による施設の一時休館等の影響により、大きく減少している。

スポーツ施設や環境の充実を図るため、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、引き続き、スポーツ施設利用者のニーズに沿った整備や運営を進める。

【施策の実施状況および今後の方向性】

(1) 地域スポーツクラブの育成(条例第17条)

ア 施策の実施状況

一人ひとりの興味関心や競技レベルに合わせて様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型の総合型クラブを育成・支援するため、クラブアドバイザーを総合型クラブに派遣し、運営や活動に対して助言等を行った。また、新型コロナウイルス感染症対策を講

じたうえでアシスタントマネージャー研修会や令和4年度に開始される予定の登録・認証制度の説明会を開催し、円滑な実施に向けた情報提供を行った。

イ 施策の今後の方向性

総合型クラブの自主的かつ自立的な運営に向けて、後継者の確保や指導者の育成を図るとともに、公益財団法人日本スポーツ協会と県スポーツ協会が実施する総合型クラブの登録・認証制度や、県教育委員会が検討している学校部活動の地域での受入制度の情報収集に努め、関係機関と連携を図りながら各事業を推進していく。

(2) スポーツ少年団の育成 (条例第17条)

ア 施策の実施状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、県スポーツ協会主催の事業は一部中止されたが、スポーツ少年団のリーダーを育成する「ジュニア・リーダースクール」の開催を支援し、地域のスポーツ少年団で模範となって活動する団員を育成した。

イ 施策の今後の方向性

スポーツ少年団の指導にあたり、指導者の質的向上の観点から公認のスポーツ指導者の資格が必要となったため、スポーツ少年団の指導者数が大幅に減少しその確保が課題となっている。このため、県スポーツ協会が実施するスポーツ少年団の指導者養成事業に対して新たに支援を行うこととし、地域に根差したスポーツ少年団の育成と活動の活性化を図る。

(3) 公共スポーツ施設等の活用・充実 (条例第20条)

ア 施策の実施状況

本県で開催する国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて、会場となる施設の整備を進めた。主会場となる(仮称)彦根総合運動公園の再整備については建築・造成工事等を実施し、滋賀アリーナ整備については建設予定地の造成工事完了の後、建物工事に着手し、琵琶湖漕艇場再整備については利便性・安全性の向上および機能強化を図るため建物改築工事およびコース改修工事を完了させた。また、(仮称)草津市立プールの整備については草津市に対して「(仮称)草津市立プール整備・運営事業に関する基本協定書」に基づき財政支援を行った。

イ 施策の今後の方向性

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の競技会場としてだけでなく、県民のスポーツ・健康づくりの中核施設となるよう、周辺環境等にも配慮しながら、諸施設の整備を着実に進めていく。

また、県立スポーツ施設のネーミングライツパートナーを積極的に募集し、収入の確保を図る。

(4) 琵琶湖などの自然を活かしたスポーツの推進 (条例第16条、第17条)

ア 施策の実施状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により朝日レガッタ、全日本びわ湖クロスカントリー大会（BIWAKOクロカン）は中止となった。また、びわ湖レイクサイドマラソンは、オンラインマラソンとして開催し、全都道府県から定員を超える人数の参加をいただいた。（参加者2,002人）

イ 施策の今後の方向性

新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら、朝日レガッタについては本県を代表する湖上スポーツ大会の一つとして障害者種目への参加拡大等にも取り組み、BIWAKOクロカンについては希望が丘文化公園の競技環境を活かしながら参加者の拡大に向けて内容等の工夫に取り組むなど、さらに充実した大会にしていく。

びわ湖レイクサイドマラソンは、令和2年度で本県での開催を終了した「びわ湖毎日マラソン」のレガシーを引き継ぎ、より多くの参加者にスポーツや滋賀の魅力を体感いただけるよう、大会の充実・発展に取り組んでいく。

（政策4）スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化

【政策目標】

大学、企業、地域、スポーツ団体等のさまざまな団体が、スポーツを通じて主体的に連携・協働することにより地域の活性化を目指す。

指 標	計画 策定時	現 状				目標 R4	達成 率(%)	評価
		H30	R元	R2	R3			
Ⅱ スポーツの力で「元気な地域」を創る！								
指 標	4 スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化							
⑨	民間団体等の実施する スポーツイベントへの 県の後援件数	155件 (H28)	144件	128件	54件	200件 以上	0	B
⑩	スポーツ・レクリエー ションを目的とする観 光入込客数（暦年）	1,002万 人 (H28)	1,091万 人	1,105万 人	795万 人	1,200万 人以上	0	B
⑪	滋賀県を本拠地とする プロスポーツチーム等 のホームゲーム観客数	60,844 人 (H29)	95,753 人	73,262 人	35,211 人	100,000 人以上	0	B

【施策の総括】

民間団体等の実施するスポーツイベントへの県の後援件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、多くのスポーツイベントが中止となったことから、後援件数は大きく減少した。

スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により前年比約3割減となったが、ビワイチについては、コロナ禍において豊かな自然環境を楽しむことができる活動として注目されたこともあり、前年比約2割減にとどまった。

滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、多くの試合が中止・延期・観客数の制限を余儀なくされたため、令和元年度から半減した。

スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化に向けて、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、各種団体との連携をより一層強化する。

【施策の実施状況および今後の方向性】

(1) 地域とスポーツ団体との連携・協働の推進 (条例第11条、第17条)

ア 施策の実施状況

県スポーツ協会、滋賀県障害者スポーツ協会、各市町、各競技団体等と連携して、年齢や性別、障害の有無に関わらず誰もが参加できる「滋賀県民総スポーツの祭典」を通年開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年8月末までに実施予定の種目は中止または延期となった。9月以降は可能な限り感染症対策を講じて実施したが、参加者数は激減した。(参加者 8,219人)

市町のスポーツ推進委員と連携しながら、スポーツの取組事例の発表や障害者スポーツの講習会等の各種スポーツ推進に係る事業を実施した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う活動の自粛により、練習や試合等のスポーツ活動の中止または縮小を余儀なくされたスポーツ団体に対して、スポーツ活動の再開にあたって講じる感染症対策に係る経費について支援を行った。(158団体・個人に支援)

イ 施策の今後の方向性

より多くの方々に参加していただける大会等を提供していくため、滋賀県民体育大会検討委員会等において検討を進める。

また、スポーツ推進委員の人材確保と活動の活発化に向けて、市町との連携を強化していく。

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束しない中で、スポーツ団体が講じる感染症対策に係る経費について、引き続き支援を行う。

(2) 大学・企業等とスポーツ団体との連携・協働の推進（条例第17条）

ア 施策の実施状況

高い競技力を有する企業や大学等を指定（16団体26競技）して強化事業を実施し、各種全国大会においてバレーボール、バスケットボール、ホッケー、ソフトボール、カヌー、ウエイトリフティング、ライフル射撃競技が活躍した。

また、医科学サポートスタッフを競技団体が実施する強化練習会に派遣し、滋賀県選手団のコンディション維持に貢献した。

イ 施策の今後の方向性

成年選手の競技力の向上に向けて、引き続き、大学・企業等とスポーツ団体との連携・協働に取り組み、サポート体制を充実していく。

(3) スポーツイベント、トップアスリート等を活かした地域の活性化（条例第16条、第17条）

ア 施策の実施状況

ワールドマスターズゲームズ2021関西の公式競技のエントリーを令和2年2月から開始したが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大を受け、組織委員会と開催府県政令市、関係団体等による協議を経て1年延期の方針が示され、令和3年3月には県内開催競技に係る延期後の実施日程を決定し、新たな日程における開催に向けた具体的な準備に取り組んでいる。

イ 施策の今後の方向性

ワールドマスターズゲームズ2021関西の成功に向けて、開催市実行委員会と密に連携しながら、競技用具の調達や競技役員の確保、会場設営等の具体的な準備を着実に進めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック後のスポーツに対する関心の高まり等を見据えて、効果的に広報を展開することにより出場者のエントリー獲得に努める。

また、関係団体等と連携、情報共有しながら大会参加者に向けた観光プラン等も提供し、大会後の交流人口の拡大や滋賀の魅力発信にもつながるよう取り組む。

(4) スポーツの成長産業化（条例第11条、第17条）

ア 施策の実施状況

県内のプロスポーツチーム等（滋賀レイクスターズ、東レアローズ、MIOびわこ滋賀、オセアン滋賀ブラックス）の試合会場において、県内で開催される大規模スポーツ大会の周知と機運醸成を図ったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により試合の中止や観客の入場制限が行われたことから、各チームの発信力を活かし、運動・スポーツ実施率の向上を目的とした啓発ポスターを作成し県内商業施設や企業等に配付したほか、チームのSNS等を活用した大会周知や啓発を行った。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ホームゲームを延期、中止、無観客等を余儀なくされたチームに対し、感染症対策に係る経費に対して支援を行った。（4チームに支援）

また、ビワイチについては、コロナ禍に伴うレンタサイクル利用助成事業などの事業者支援のほか、ナショナルサイクルルート1周年記念イベント等による対外的な発信を通じ、受入環境の維持と更なるPRに努めた。

イ 施策の今後の方向性

引き続き県内のプロスポーツチーム等の発信力を活用し、スポーツの機運を醸成するとともに、ホームゲームの実施に係る感染症対策の経費に対して支援を行う。また、「ビワイチ」や内陸部ルートの「ビワイチ・プラス」により、多様な観光をさらに推進するとともに、サイクリングマナーアップ標語の「ビワイチマインド」を活用し、地域も来訪者もみんなが楽しい県内サイクリングを推進する。

(基本方針Ⅲ) スポーツの力で「感動の滋賀」を創る！

(政策5) 国体・全国障害者スポーツ大会等に向けた競技力の向上と競技者の拡大

【政策目標】

「選手の育成・強化」「指導体制の充実」「強化拠点の構築・環境整備」の取組を推進することにより、競技力の向上と競技者の拡大を図る。

指 標	計画 策定時	現 状				目 標 R4	達成 率(%)	評価
		H30	R元	R2	R3			
Ⅲ スポーツの力で「感動の滋賀」を創る！								
指 標	5 国体・全国障害者スポーツ大会等に向けた競技力の向上と競技者の拡大							
⑫ 国体総合順位	39位 (H29)	31位	30位	-		8位以内	-	N
⑬ 県障害者スポーツ大会 の参加者数	773人 (H29)	757人	708人	150人		1,000人 以上	0	B

【施策の総括】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、鹿児島県で開催予定であった第75回国民体育大会（本大会）および第20回全国障害者スポーツ大会の延期が決定した。

また、本県で開催する第79回国民スポーツ大会についても開催延期が決定したことを受け、競技団体会長会議を開催するなど、競技団体や影響を受ける選手等への経過説明を行い、本県開催に向けた士気の維持・向上に努めるとともに、各競技団体が感染症対策を講じながら実施

する強化活動に対する支援を行った。

県障害者スポーツ大会の参加者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により大会の大部分を中止したため大幅に減少した。これまでから個人競技の参加者が高齢化している傾向にあるため、広報活動を充実させるとともに気軽に競技に参加できる部門を新設し、多くの方が参加できる環境づくりに努める。

なお、令和3年3月に「滋賀県競技力向上基本計画」および「滋賀県競技力向上推進計画」の改定を行い、令和3年度以降の4年間を「躍進期」と位置付け、「躍進期」に実施すべき事業の方向性を定めたところであり、今後とも本県における競技力向上と競技者の拡大に向けて、引き続き選手の育成・強化、指導體制の充実、強化拠点の構築等の取組を推進する。

【施策の実施状況および今後の方向性】

(1) 選手の育成・強化（条例第19条）

ア 施策の実施状況

県内在住の小学5年生を「滋賀レイキッズ7期生」に認定（42人）し、6期生、7期生に対し育成プログラム（のべ18回）を実施した。

本県での国民スポーツ大会開催時に少年種別の中心となるターゲットエイジの中から強化指定選手として指定証を交付（38競技 562名）し、競技ごとに強化事業を実施した。また、コロナ禍でも自宅でトレーニングできるよう、医科学サポートスタッフの協力のもと、トレーニング動画を作成し配信した。

なお、鹿児島国体の延期により本県で開催する第79回国民スポーツ大会も開催延期が決定したことで、当初少年種別の最上位学年としての活躍が期待された選手が「少年種別」の代表として出場はできなくなるため、知事メッセージを発信するなどモチベーション維持を図った。

パラスポーツチャレンジプロジェクトでは、県内の大学生を連携先の特別支援学校に派遣し、運動部活動の支援を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により実施することができなかった。

イ 施策の今後の方向性

上位入賞が期待できる選手に対する個人指定強化対策を充実し、更なる競技力の向上を図るほか、国民スポーツ大会開催年に少年種別として出場する世代であるターゲットエイジの強化に向け、レベルの高い指導を受けられる機会の充実や中学校との連携強化を図るとともに、優秀な選手の県外流出の抑止に向けた取組を進める。

(2) 指導體制の充実（条例第19条）

ア 施策の実施状況

強化拠点校に優秀指導者を派遣する対象校（部）を18校20部に拡充した。新たに6校6部に専門的な競技指導のできる指導者の配置を行い、継続して選手への指導ができる体制

が整備できた。

また、競技団体の指導力と組織力強化を図るため、各競技団体のプロジェクトチームリーダーを集め、専門の講師による研修会を2回開催した。

イ 施策の今後の方向性

引き続き強化拠点校に優秀な指導者を派遣し、拠点校の強化と魅力向上を図るほか、指導者の資質向上のため、トップレベルの指導者を積極的に招へいするとともに、将来の指導者となる優秀な選手の確保に努める。

(3) 強化拠点の構築・環境の整備（条例第19条）

ア 施策の実施状況

強化拠点校として新たに高島高等学校スキー部を指定（合計31校81部）した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりインターハイをはじめとする各種大会の中止や強化練習会の自粛があったが、感染拡大の予防に十分配慮したうえで、強化選手を招集した合同練習等が行われた。

アスリートに向けた医科学的な支援として、WEBやリモート環境を通じた医科学サポートを行ったほか、アスリートの活躍を広く紹介する情報番組「アス・ロード」を制作し、放送、配信を行った。

イ 施策の今後の方向性

選手が安定して競技力向上に取り組み、優秀な成績を残せるよう、引き続き関係者と連携しながら強化拠点の構築や環境の整備に努める。

(政策6) 地域の特性を活かした大会レガシーの創出

【政策目標】

国体・全国障害者スポーツ大会等の開催を契機として、地域の特性を活かした滋賀らしいレガシーの創出を目指す。

指 標	計画 策定時	現 状				目 標 R4	達成 率(%)	評価	
		H30	R元	R2	R3				
Ⅲ スポーツの力で「感動の滋賀」を創る！									
指 標	6 地域の特性を活かした大会レガシーの創出								
⑭	オリンピック・パラリンピックのホストタウンを通じて海外との交流を始めた市町数	3市 (H28)	5市	5市	5市		6市町 以上	66.7	A

⑮	スポーツボランティア登録者数（本県ボランティア登録システム利用） ※再掲	334人 (H28)	1,789人	3,379人	3,629人 (目標 2,000 人)	2,000人 以上	100	A
⑯	成人（男・女）の週1回以上のスポーツ実施率 ※再掲	男35.6% 女36.8% (ともに H28)	39.7% 40.0%	45.6% 42.4%	50.1% 47.4% (目標 53%)	65%以上 65%以上	49.3 37.6	B B

【施策の総括】

オリンピック・パラリンピックのホストタウンを通じて海外との交流を始めた市町数は、5市がホストタウンに登録されており、スポーツをはじめ文化等を通じた幅広い交流を進めている。

スポーツボランティア登録者数は、ボランティアを確保・育成する「ゲームコンダクターS H I G A」を通じて順調に推移している。

成人の週1回以上のスポーツ実施率は年々増加しているものの、男女共に目標は達成できず、また年齢別では30歳台から50歳台までの働き盛りの世代の実施率が低くなっている。

地域の特性を活かした大会レガシーの創出に向けて、引き続き、ホストタウン相手国との交流等を通じて地域の活性化やスポーツボランティア文化の醸成等のレガシーの創出に努める。

【施策の実施状況および今後の方向性】

(1) シンボルスportsの創出（条例第17条）

ア 施策の実施状況

ホストタウンに登録されている大津市、米原市、守山市、甲賀市、彦根市の5市と連携し、コロナ禍で相手国との直接交流ができない中、WEBを活用した交流事業を展開した。例えば、彦根市ではホストタウン相手国であるスペインの在住者も参加できるオンラインの市民マラソン大会を開催した。

本県での国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、会場地市町の選定を進めるとともに、競技会場となる施設を整備する市町に対して支援を行った。また、両大会の延期に伴い、ポスター、チラシ、啓発グッズを新たに作成し、県内に幅広く掲出するとともに、様々な広報媒体、ラッピングバス、駅の大型階段を利用した広告等を通じて情報発信を行い、新たな開催年の周知と機運醸成を図った。

イ 施策の今後の方向性

事前合宿の受入れをはじめとするホストタウン相手国との交流をレガシーとして、スポ

ーツイベント等を誘致し、県立スポーツ施設等の有効活用を図るとともに、対象競技を地域のシンボルスポーツとして普及させていく。また、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に係るすべての競技会場の選定に向けて調整を続けるとともに、各競技会の開催に向けた準備が円滑に進むよう、市町、競技団体に対する支援を行う。あわせて、両大会の愛称・スローガンやマスコットキャラクターの活用、イメージソングの普及活動等を通じて広報啓発活動をより一層展開し、大会開催に向けた機運醸成を図る。

(2) 大会運営等のノウハウの継承 (条例第17条)

ア 施策の実施状況 ※再掲 (政策4 (3) ア)

ワールドマスターズゲームズ2021関西の公式競技のエントリーを令和2年2月から開始したが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大を受け、組織委員会と開催府県政令市、関係団体等による協議を経て1年延期の方針が示され、令和3年3月には県内開催競技に係る延期後の実施日程を決定し、新たな日程における開催に向けた具体的な準備に取り組んでいる。

イ 施策の今後の方向性 ※再掲 (政策4 (3) イ)

ワールドマスターズゲームズ2021関西の成功に向けて、開催市実行委員会と密に連携しながら、競技用具の調達や競技役員の確保、会場設営等の具体的な準備を着実に進めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック後のスポーツに対する関心の高まり等を見据えて、効果的に広報を展開することにより出場者のエントリー獲得に努める。

また、関係団体等と連携、情報共有しながら大会参加者に向けた観光プラン等も提供し、大会後の交流人口の拡大や滋賀の魅力発信にもつながるよう取り組む。

(3) スポーツボランティア活動の取組 (条例第18条)

ア 施策の実施状況 ※再掲 (政策2 (3) ア)

県内で開催される大規模スポーツイベント等に向けて、スポーツボランティアを確保・育成する「ゲームコンダクターSHIGA」の取組として、令和2年度には新規250人、累積3,629人にボランティア登録をいただいております。また、ボランティアに関する基礎知識や熱中症予防に係る内容など多様なジャンルの研修をオンラインも活用しながら実施した。(研修実施回数18回)

あわせて、各種団体等が主催する大会やイベント等について活動の場を提供するとともに、コロナ禍においても機運やモチベーションを維持するため、スポーツボランティアの魅力等を伝える冊子を作成し、全登録者に配布した。(活動者数のべ1,018人)

イ 施策の今後の方向性 ※再掲 (政策2 (3) イ)

今後予定されている大規模スポーツイベントでボランティアとして活躍していただくためには、登録者が研修や活動に参加し、知識や経験を蓄積していただくことが重要であることから、活動参加を促す魅力ある事業が継続的に展開されるよう、スポーツボランティアの活動を支援する団体を設立するなど新たな枠組を構築し、本県におけるスポーツボラ

ンティア文化の醸成につなげていく。

滋賀県スポーツ推進条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第 60 号

滋賀県スポーツ推進条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 スポーツ推進計画等（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 スポーツの推進に関する施策の推進（第 10 条—第 24 条）

第 4 章 財政上の措置（第 25 条）

付 則

スポーツは、心身の健康の保持増進や体力の向上に重要な役割を果たすだけでなく、人々に夢や感動を与え、精神的な充足感や楽しさ、喜びをもたらすなど、明日への活力をもたらす大きな力を持っており、生きる力となっている。

特に、次代を担う子どもたちにとって、スポーツは、何事にもくじけない心や公正さと規律を尊重する精神を培い、他人に対する思いやりや感謝、豊かな心を育むなど、人格の形成に大きく寄与している。

このようなスポーツが持つ力を最大限に活用して、障害の有無にかかわらず、体力、年齢、適性、健康状態等に応じて、生涯にわたり身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しみ、未来を開くたくましい人づくりを進めていくとともに、スポーツによる交流を通じて、地域に誇りや愛着を持ち、活力ある地域づくりを進めていくことが必要である。

私たちは、県民一人ひとりがスポーツの重要性を理解し、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用しつつ、身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむこと等により、心身の健康の保持増進や体力の向上を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現ができるよう、スポーツを推進していくことを決意し、ここに滋賀県スポーツ推進条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務ならびに県民、事業者およびスポーツ団体（スポーツの推進のための活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）その他関係者（以下「スポーツ団体等」という。）の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健康の保持増進を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 心身の健康の保持増進および体力の向上を通じて健康寿命の延伸を図ることができるよう、県民一人ひとりがスポーツの重要性を理解し、生涯にわたりその体力、年齢、適性、健康状態等に応じて身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことができること。
- (2) 子ども（満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）が健全な心身を培うとともに、豊かな人間性を育み、または規範意識を醸成することができるようにすること。
- (3) 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類および程度に応じ、必要な配慮または支援を行うこと。
- (4) 県のスポーツ選手（県内に活動の拠点を置き、または現に居住し、もしくは居住していたスポーツ選手をいう。以下同じ。）がスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）を向上させるとともに、優秀な県のスポーツ選手、その指導者その他スポーツの推進を担う専門的な知識および技術を有する者（以下「優秀な県のスポーツ選手等」という。）を育成すること。
- (5) 県民一人ひとりが公平かつ公正な環境の下でスポーツ活動を行うことができるよう、多様なスポーツ活動に参加する機会の提供、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備その他スポーツの推進を図るために必要な環境の整備を図ること。
- (6) スポーツを通じ、地域の特性に応じた世代間および地域間における交流を促進し、地域の一体感および協働の

意識を醸成するとともに、県、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等が相互に連携を図りながら協働することにより、地域の活性化を図ること。

- (7) 琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用し、地域の特性を生かしたスポーツを重点的に推進すること。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、および計画的に実施するものとする。

- 2 県は、スポーツの推進に関する施策の策定および実施に当たり、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、スポーツに対する関心および理解を深めるとともに、日常生活においてスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことにより、心身の健康の保持増進および体力の向上に努めるものとする。

- 2 子どもの保護者は、基本理念にのっとり、子どもが心身の健康の保持増進のためにスポーツ活動に参加できるように配慮するとともに、幼児期からの子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上、地域におけるスポーツ活動への協力その他子どものスポーツ活動を推進するために必要な取組を行うよう努めるものとする。

- 3 県民は、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、従業者のスポーツ活動への参加の促進、スポーツを通じた従業者の運動を行う習慣の定着および健康づくりの推進、スポーツ活動に係る支援体制の構築等を図ることにより、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ団体等の役割)

第6条 スポーツ団体等は、基本理念にのっとり、スポーツの普及、スポーツ活動の充実、競技水準の向上等を図るため、スポーツの推進に資する活動に自主的かつ主体的に取り組むように努めるものとする。

- 2 スポーツ団体等は、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町等との連携協力等)

第7条 県は、スポーツの推進に関する施策の推進に当たっては、市町および市町が委嘱するスポーツ推進委員（スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定によるスポーツ推進委員をいう。）との連携協力を図るものとする。

- 2 県は、市町がスポーツの推進に関する施策を策定し、および実施するときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

- 3 県、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等は、スポーツの推進を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めるものとする。

第2章 スポーツ推進計画等

(スポーツ推進計画)

第8条 県は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「スポーツ推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 スポーツ推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) スポーツの推進に関する基本的な方針
- (2) スポーツの推進に関する施策の長期的な目標
- (3) スポーツの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 県は、スポーツ推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 4 県は、スポーツ推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない。

- 5 県は、スポーツ推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 県は、スポーツの推進に関する施策の進捗状況を踏まえ、おおむね5年ごとに、スポーツ推進計画を変更するものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、スポーツ推進計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

（実施状況の報告等）

第9条 県は、毎年度、スポーツ推進計画に基づく施策に係る実施状況を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

第3章 スポーツの推進に関する施策の推進

（生涯にわたるスポーツ活動の推進）

第10条 県は、県民一人ひとりが生涯にわたり体力、年齢、適性、健康状態等に応じて身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことができるようにするため、多様なスポーツ活動に参加する機会の提供、地域においてスポーツ活動を行うための環境の整備その他の県民の生涯にわたるスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（県民参加の促進等）

第11条 県は、広報活動、啓発活動等を通じて、スポーツの重要性に対する県民の関心および理解を深めるとともに、体力、年齢、適性、健康状態等に応じて、スポーツ活動に参加しようとする意欲を高め、県民のスポーツ活動への参加を促進するものとする。

2 県は、スポーツ活動の活性化を図るため、スポーツ活動への参加だけでなく、スポーツを観覧し、または県のスポーツ選手その他スポーツを行う者に対する応援もしくはスポーツに対する幅広い支援を行う社会的気運を高め、県民の一体感および協働の意識が醸成されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツクラブ（地域において県民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。以下同じ。）への活動の支援および参加の促進、地域が行うスポーツ活動への支援、県のスポーツ選手等との交流の促進、スポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供その他県民のスポーツ活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（県民の心身の健康の保持増進等）

第12条 県は、県民のスポーツ活動を通じた心身の健康の保持増進および体力の向上ならびに疾病の予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図るため、日常生活において運動を行う習慣の増進および適切な休養の取得に向けた取組、栄養の管理および食習慣の改善に係る啓発、スポーツを通じた心身の健康づくりに関する適切な情報の提供その他心身の健康づくりを推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（子どものスポーツ活動の推進）

第13条 県は、子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上を図るため、スポーツ活動に参加する機会の提供、幼児期からの子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上に向けた取組の促進、スポーツに関する指導者の確保および養成その他の子どものスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、幼児期からの子どものスポーツ活動の充実に向けた取組を促進するため、学校、家庭および地域ならびにスポーツ団体と連携して必要な施策を講ずるものとする。

（学校におけるスポーツ活動の推進）

第14条 県は、学校における子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上を図るため、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進、学校における運動部活動等のスポーツ活動の推進および体育の充実、スポーツに関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の確保および活用その他の学校におけるスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校における体育、運動部活動等の充実を図るため、教職員の資質の向上に努めるとともに、教員による指導の充実、地域における指導者の活用および環境の整備、地域におけるスポーツ活動との連携の強化その他学校における体育、運動部活動等の充実を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（障害者のスポーツ活動の推進）

第15条 県は、障害に対する県民の理解を深め、障害者の社会参加を積極的に促進するため、障害の種類および程度に応じた障害者のスポーツ活動への参加の機会の提供、障害者がスポーツ活動を行うための環境の整備、障害者の競技水準の向上、障害者のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の障害者のスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（自然環境等を活用したスポーツ活動の推進）

第16条 県は、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用し、地域の特性を生かしたスポーツに重点的に取り組むことができるようにするため、ボート、セーリング、カヌーその他琵琶湖等において行われるスポーツ活動への参加の促進、当該スポーツ活動を行うための環境の整備その他豊かな自然環境、観光資源等を活用したスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの推進を通じた地域の活性化)

第17条 県は、スポーツの推進を通じて、世代間および地域間の交流を促進し、地域の一体感および協働の意識を醸成するとともに、関係者が相互に連携を図りながら協働することにより、地域の活性化を図ることができるようにするため、県民と県のスポーツ選手などの交流、地域の特性に応じたスポーツの推進に関する取組への支援、スポーツの各種の競技会等の開催または誘致、スポーツを通じた国際的な交流の促進、スポーツに関連する産業の振興、地域スポーツクラブへの参加の促進その他のスポーツの推進を通じた地域の活性化を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成、資質の向上等)

第18条 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、優秀な県のスポーツ選手等の育成、スポーツの推進に関わる者に対する研修の実施その他スポーツの推進に関わる者の資質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(競技水準の向上)

第19条 県は、県のスポーツ選手の競技水準の向上を図り、県のスポーツ選手が国際的または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるようにするため、県のスポーツ選手およびその指導者の計画的な育成その他の競技水準の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県のスポーツ選手がスポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるようにするため、県のスポーツ選手に対する練習のための環境の整備ならびに栄養の指導および管理、スポーツに関する科学的知見の活用の促進その他県のスポーツ選手が能力を最大限に発揮するために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、スポーツの普及および競技水準の向上を図るために事業者、大学等が行うスポーツへの支援に対し、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、スポーツによる事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止およびこれらの軽減を図るため、県のスポーツ選手の心身の健康の保持増進および安全の確保、指導者等の研修、スポーツ活動に伴う事故の防止に関する啓発および知識の普及、スポーツドクター(スポーツによる事故等の治療等に携わる専門的な知識および技能を有する医師をいう。)等の活用の促進その他スポーツによる事故等の防止および軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備等)

第20条 県は、県民のスポーツ活動への参加の促進およびスポーツ活動を通じた交流の促進を図るため、スポーツ施設の整備および管理を行うものとする。

2 県は、前項の規定によりスポーツ施設の整備および管理を行うに当たっては、民間の資金等を活用するよう努めるとともに、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保および障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用できるよう努めるものとする。

(普及啓発等)

第21条 県は、県民がスポーツに対する関心および理解を深め、日常生活においてスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツの推進に向けた普及啓発、多様な学習の機会の提供その他県民がスポーツに対する関心および理解を深め、スポーツを行う意欲を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

(調査分析等)

第22条 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、定期的にスポーツの推進に関する実態について調査を行い、当該調査に係る情報および資料を分析し、ならびに提供するものとする。

(顕彰)

第23条 県は、スポーツで顕著な成果を収めた者およびスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(推進体制の整備)

第24条 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第4章 財政上の措置

第25条 県は、スポーツの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている滋賀県スポーツ推進計画は、第8条第1項の規定により策定されたスポーツ推進計画とみなす。

滋賀県スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事または教育委員会の諮問に応じて、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するために必要があるときは臨時の委員若干人を置くことができる。
- 3 委員および臨時の委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、教育委員会の意見を聴いて、知事が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。
- 3 臨時の委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員および議事に関係のある臨時の委員の総数の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員および議事に関係のある出席臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、滋賀県文化スポーツ部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第23期 第4回 滋賀県スポーツ推進審議会議事録

1. 日 時： 令和3年(2021年)8月4日(水) 14:00～15:30

2. 場 所： 大津合同庁舎7-B会議室

3. 出席委員： 太田 千恵子 小杉 秀行 後藤 敬一 永井 泉
永浜 明子 橋爪 建治 橋本 孝子 道又 隆弘
山岡 彩加 山脇 秀錬 横山 勝彦

欠席委員： 近藤 高代 武田 哲子 田中 ゆかり 和田 裕行 (五十音順、敬称略)

事務局： 中嶋部長、濱川課長、土淵室長、西川室長補佐、田内主査、長瀬主任主事

関係課： 保健体育課 南主幹、競技力向上対策課 南野課長、
国スポ・障スポ大会課 二宮参事

4. 次 第

1 開会

- ・ 県文化スポーツ部長あいさつ

2 議事

- ・ 第2期滋賀県スポーツ推進計画の進捗状況について
- ・ 第3期滋賀県スポーツ推進計画の策定について

3 閉会

配布資料

【会議資料】

- 資料1 第23期滋賀県スポーツ推進審議会委員名簿
資料2 第2期滋賀県スポーツ推進計画の進捗状況について
資料3 第3期滋賀県スポーツ推進計画の策定について

- 別添
- ・ 滋賀県スポーツ推進条例
 - ・ 滋賀県スポーツ推進審議会条例
 - ・ 第2期滋賀県スポーツ推進計画(冊子)

5. 内 容

(事務局)

お待たせいたしました。皆様には、大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。ただいまより、第23期第4回滋賀県スポーツ推進審議会を開催いたします。

本日の司会進行をさせていただきます。滋賀県文化スポーツ部スポーツ課の西川でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

本日は、感染症拡大防止の観点から、概ね1時間半で会議が終了するよう進行に御協力いただくとともに、換気や手指の消毒、マスクの着用等に御協力をお願いします。

本日の出席状況について御報告申し上げます。本日の会議は、委員定数15名のうち、出席者11名となっております。定足数の過半数を満たしており、本審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、近藤委員、武田委員、田中委員、和田委員の4名については御欠席の連絡をいただいております。

また、永浜委員につきましては、本日オンラインにて御参加いただいております。永浜委員よりよろしくお願いいたします。

本審議会は、公開としており、傍聴定員5名に対し、傍聴希望者がいなかったことを御報告いたします。

それでは本日の会議に先立ち、滋賀県文化スポーツ部長、中嶋実が御挨拶を申し上げます。

(部長挨拶)

文化スポーツ部長の中嶋でございます。

平素は、本県のスポーツ推進に対し、御支援、御協力いただいております。心から感謝申し上げます。

さて、滋賀県における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、4連休後に急増し、8月1日時点で55人となり、最大確保病床の使用率や人口10万人当たりの全療養者数等が警戒ステージである「ステージⅢ」を上回ったことから、8月2日(月)にステージ判断が「Ⅱ」から「Ⅲ」に引き上げられました。累計の感染者数は、6,067人(8/1現在)となっており、ワクチン接種が進んでいるものの、20歳代や感性経路不明の感染者が急増し、今後さらに急増することが懸念されます。

コロナ禍の中で、各種プロスポーツリーグが観客を制限しながら開催されてきたほか、コロナ対策を講じて実施された、また実施しようとしている大会もあり、段階的ではありますが、スポーツ活動が少しずつ再開されてきましたが、まだまだ厳しい状況が続くことが予想されます。

こうした中で、先月23日(金)には、1年延期となっていた東京2020オリンピックがついに開幕し、25日と28日には、本県出身の大橋悠依選手が、競泳女子400mと200m個人メドレーで金メダルを獲得して、私たち県民一人ひとりに大きな希望や感動を与えてくれました。

今月24日(火)からはパラリンピックが開催されます。両大会とも、コロナ禍で厳しい制限がある中での開催となりますが、大会に参加した選手たちによる「真剣勝負」が私たちに感動や活力を与えてくれています。スポーツを「見る」ことを通じて、スポーツが持つ魅力・力をあらためて確認することができました。

本日の審議会では、第2期スポーツ推進計画の進捗状況を御説明するとともに、今計画があと2年で終了することから、次期計画の策定に関する視点等について、豊富な知識や経験を有する皆さまから、貴重な御意見等をいただき、本県のスポーツ推進施策に活かしてまいりたいと考えております。限られた時間ではございますが、活発に御議論いただくよう、お願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

(事務局)

審議会の配付資料の確認を行う。

(事務局)

続きまして、今年度、初の審議会となります。役職の異動等により委員の交代がありましたので、新たに委員に就任いただきました、永井委員から一言お願いします。

※永井委員 自己紹介

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、当審議会条例第6条第3項に基づき、「会長は会議の議長となる」こととされておりますので、以降の議事進行は横山会長に議長をお願いしたいと思います。

<議事進行>

(会長)

それでは、規定によりまして、ここから先は私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたしますします。

進行にあたりまして、委員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたしますします。

それでは早速、議事に移らせていただきます。議事(1)の「第2期滋賀県スポーツ推進計画の進捗状況について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは議題(1)の「第2期滋賀県スポーツ推進計画の進捗状況について」説明させていただきます。

・資料2 「第2期滋賀県スポーツ推進計画の進捗状況について」の説明

(会長)

ありがとうございました。第2期スポーツ推進計画の3年目ということで、計画の進捗状況について詳細な説明をいただきました。只今の内容について、御感想や御意見、また残り2年での目標達成に向けて具体的にどのような工夫があるか等、アドバイスがありましたらお願いします。

なお、時間の関係もありますので、簡潔に一言ずつ御発言いただきたいと思います。

(委員)

障害者スポーツ大会の参加者数が大幅に減少しているのは、このコロナ禍において仕方のないことだとは思いますが、出場したい人はたくさんおられますが、その機会が失われているということがこの数字に表れていると思います。令和4年度に1,000人以上という目標に向けて、今年度からスペシャルスポーツカーニバルの代わりにスペシャルスポーツの広場をスポーツ推進委員や指導者協議会の協力の下、県内4か所で実施するなど、様々な工夫をされているのですが、このようなところに参加された人数も指標に反映できないのかなと思っています。また、県の障害者スポーツ大会も今年からは全国大会の選考の部門と、身体・知的・精神の方など誰でもスポーツを楽しむという部門としてスポーツフェスタの部が新たに開催されるなど、大きく様変わりしています。この辺りの指標としての人数の数え方について整理しないと、なかなか増えていかないと思います。

(事務局)

昨年度は全国で緊急事態宣言が出される時期があるなど、大会やイベントが実施できない時期が多くありました。今年度については、コロナ禍におけるイベントのガイドライン等を十分に加味しながらではありますが、県大会等も実施していけるのではないかと考えております。

また、今年度から実施しておりますスペシャルスポーツの広場等も参加者数には含めていきたいと考えております。障害のある方が気軽にスポーツに親しんでいただけるよう、全体で障害者スポーツの底上げを図ってきたいと思っています。

(委員)

成人の週1日以上運動・スポーツ実施率が上昇している点について、総合型クラブの運営等もしていますが、昨年度は緊急事態宣言等の影響で約3か月間は施設が使えずに活動できませんでした。そのような状況であったにもかかわらず、実施率が上昇している点について、何か理由があるのか知りたいです。

各指標の進捗状況について、昨年度はコロナの影響で達成できていないものが多いということは理解していますが、本当にコロナの影響だけだったのかどうかという部分は検討する必要があるのではない

かと思えます。例えばコロナの影響を鑑みて、本来の目標の7割程度まで到達していれば達成しているという認識を持つなどの発想も検討してもいいのではないかと思います。

(事務局)

実施率が上昇している点については、詳細な分析ができていない部分もありますが、昨年度のコロナの状況の中、リモートワークの増加など様々な生活様式の変化があったかと思えます。そのような状況だからこそ、自宅周辺をウォーキングしてみたり、通勤をバスや電車から自転車に切り替える方が増えたり、またオンラインを活用した運動教室等が普及してきたなど、逆に運動・スポーツに対する意識が高まった部分もあるかと考えております。

また指標達成の考え方について、もちろんコロナに甘んじてはいけないと思っておりますが、計画として目標を定めている以上、6割7割の達成で考えていくということは難しいと思っております。

(委員)

昨年度はイベント等も自粛されたり観客動員を縮小されたりと、非常に厳しい状況が続いていたと思えます。子どもたちにとっても、イベントがないことも含め、屋外で体を動かす機会が減ってしまいました。一方で、家の中でじっとしていることは健康上もよくないということも感じますし、なにか体を動かしたいと思っても周りがそうさせない環境を作ってしまったというような状況だったかと思えます。自分自身も、そのような状況をどうやったら打破できるか色々と考えていました。オンラインでできるコンテンツが無料・有料含めたくさん出てきておりますが、例えばヨガは朝の日光を取り入れるということがとても大事なことで、みんなで早朝にオンラインで繋がってヨガをするという取組なども聞いております。なにか、自宅で一人でやっているが、みんなと繋がっているといった取組を、大人向けだけでなく子ども向けにもできないかなと思えます。

(委員)

学校現場の話をさせていただきますと、昨年度もアスリートの招へい事業として車いすバスケットボールの選手に来ていただき、アスリートとして、また障害者理解について非常に有意義なお話を生徒に聞かせていただきました。今年度も是非、活用させていただきたいと思っております。

子どもの運動時間の確保については、年々、運動時間は減少してきております。指標としては小学5年生の数値が取り上げられておりますが、中学校の現場では今、ギガスクール構想ということで、生徒は一人一台タブレットを持っており、進んでいる市町では夏休みも持ち帰ってドリルをしたりもしています。これにより何が変わってきたかという、休み時間もずっとタブレットを見ている生徒が非常に増えております。ある学校では、図書室で本を読んだり図書を借りる数が大幅に減少しているということも聞いております。小学校でも一人一台タブレットを持っていることを考えると、外へ出て運動遊びをしていた子がタブレットに引っ張られ、さらに子どもの運動時間が減っていくのではないかということが考えられます。

逆に一人一台タブレットを持っていることをうまく生かせないかとも思っております。何か興味を引くようなソフトを提供するなど、運動を身近に感じられるようなコンテンツの提供ができるといいのかなとも思えます。例えば冬季には各学校でマラソンの取組をしますが、いつもは台紙にシールを張っていたところを、タブレットに数値を打ち込んで県内の生徒と記録を共有できたり、琵琶湖一周しているようなイメージがもてたりできると面白いのかなと思えます。そういったタブレットを持っているからこそそのソフトの提供ができればと思います。

(委員)

子どもの運動・スポーツ活動充実に向けた取組について、数年前に子どもの運動習慣アップ支援事業として地元のこども園に運動教室に行かせていただきました。その後コロナ等もありなかなか行けなくなっていますが、徐々にワクチンも普及してきており、今後何とかこども園に行かせてもらえないか調

整をさせてもらっているところです。この点については、滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会でもプレリーダーの育成にも力を入れておられます。もちろん園の先生や保護者の方の思いを汲みながらにはなりますが、なんとかまた教室を実施していけるようにしていきたいと思っております。

また障害者スポーツ教室についても、県からの委託を含め実施しています。作業所さんから 20 名程度と養護学校からも数名来ていただき、毎回どのような種目をしようか工夫しています。中には参加者から縄跳びしたい、フラフープしたいという声をいただき、用意すると本当に汗だくになるまで体を動かされているような姿を拝見すると、やはりこのような地域に根ざした教室は続けていくことが重要なんだなと感じます。指標もちろん大切ですが、やはり現場の地域に根ざした活動をこれからも継続して実施していくことが大事だと感じています。

(委員)

数値の進捗について、昨年度が特別な 1 年となってしまう、今後もどうなっていくかわからないことも考えると、正直何とも言い難い部分があります。意見にもありますように、コロナだからこそその意識の変化やオンラインの普及などもあるでしょうし、ただ仲間と一緒に身体を動かすことが楽しみであり、人との出会いがきっかけにまた次の運動の機会に繋がる、といった部分はどうしても減ってしまっていると思います。目標達成に向けて数値を上げていきたいという思いももちろん理解しますが、一方で、県民一人一人が運動することで健康になったり幸せになっていると感じているかなども踏まえながら、各事業を進めていただきたいと思っております。

(委員)

今後に向けた具体的なアイデアとして 2 点、提案させていただきます。働き盛りの世代の実施率向上に向けた取組について、企業の健康診断の結果を返却する際に、併せて県の動画コンテンツ等を提供することはどうか考えました。自分自身も働き盛りの世代であり、コロナ禍で運動不足になっている中で健康診断の結果を見て、運動しなきゃいけないと思い、運動習慣が構築されたところです。やはり背に腹代えられないきっかけがあれば、働き世代の方も運動しなきゃいけないと思うでしょうし、能動的に運動に取り組んでいただくためのきっかけとしてどうか考えました。

またトップアスリート等との交流機会の創出について、なかなか現場での交流が難しい状況にあるお話でしたが、ぜひともオンラインを活用して継続していただきたいと思っております。自分自身の活動として、スポーツ医療者を中心にバスケットボール好きの子供たちに捻挫予防の普及啓発をしていますが、どうしても子どもの心に響きにくいということを現場としても痛切に感じています。これがアスリートから言っていただくと、かっこいいから真似してみようと、子どもたちの心に響きます。子どもの運動時間の延伸にアスリートの力を活用するといった視点で、ぜひとも継続していただきたいと思っております。

オンラインの工夫としては、アスリートに子どもの名前を言ってもらい「〇〇君いいね！」などの声掛けをしてもらえると、オンラインでありながらアスリートとの繋がりを感じられるようになると思っております。

(委員)

今年はオリンピック・パラリンピックが開催され、来年にはワールドマスターズゲームズ 2021 関西があり、またその先には滋賀県での国スポ・障スポが控えているという、大きなスポーツイベントが続くこの流れをうまく活用することが大事だと思っております。先日行われた聖火リレーにおいても、地元の甲賀市では障害のあるランナーと地元で頑張っている子どもたちが一緒になって走る場面があり、非常に感動したといった声も聞いております。今回のオリンピックで活躍された水泳の大橋選手も、今後国体にも出場されることがあるでしょうし、こういった盛り上がりきっかけにスポーツに興味を持ってもらえる人を増やしていければなと思っております。ワールドマスターズゲームズについても、参加資格が概ね 30 歳以上となっており、参加しようと思えば多くの方が参加できる大会です。コロナの状況もありますが、このままワクチン接種も進んでいけば、できる限りスポーツイベントが続くこの大きな流

れの中で色々な取組ができるといいなと思います。またトップアスリートの発信力や県ゆかりの著名人の発信力もうまく活用し、できるだけ多くの方に運動・スポーツに興味を持ってもらえるような工夫があればなと思います。さらには、プロスポーツの観戦等も今は観に行きたくても自粛しないといけないという状況でもあるので、逆にコロナが落ち着いた際には一気に爆発すると思います。そのタイミングもうまく活用していければと思います。

(委員)

アスリートの就職支援として開設された「SHIGA アスリートナビ」について、私の大学の卒業生もこの制度を活用させていただき滋賀に戻ってくることができました。特にマイナースポーツを頑張っている選手にとっては、選手としてだけでなくその後の指導者としての活動も含めて理解していただける企業とマッチングをしていただけるので、新しい形のセカンドキャリアの形成で非常に良い制度だと思いますし、ぜひ今後も継続していただきたいと思います。

現在も滋賀県では緊急事態宣言は出ておりませんが、立命館大学は大阪府など他府県から通う学生が多数いますので、春からの講座も対面での実技などはできていない状況です。そのような中で学生とも発想を変えていこうという話をしており、コロナで対面ができない代わりにオンラインで身体活動を行う、ということではなく、全く新しい身体活動の形として考えていけないかということです。オンラインでよく行われているヨガや筋トレなどは、基本的には個人で身体活動を行い、それを同時にオンラインで参加することで周りとは繋がっているように感じる、というものだと思いますが、そもそも集団・チームとして身体活動をするというようなプログラムをいくつも考えてみました。離れていながらチームでどうやって競うのか、といったように考えることが難しい部分もちろんありましたが、だからこそ学生たちもどうしたらいいか挑戦してくれますし、やれないこともないんだなと思ったのが正直な感想です。コロナが収まり対面でできるようになるまでの我慢のコンテンツということではなく、元々オンラインでチームで競いながらできるコンテンツというものをどんどん開発していくことで、実施率の向上につなげていくという発想も必要ではないかと思います。

(委員)

約 50 年に一度の滋賀県での国スポ・障スポの開催という、このチャンスを逃してはいけないと思っております。もちろん勝敗や総合順位も大事ですが、県民の皆様がスポーツに関心を持たれる最大のチャンスです。私自身、企業スポーツ振興協議会で各企業に訪問させていただいておりますが、残念ながら 2025 年に滋賀県で開催されることを知らないという担当さんもまだまだおられます。やはり広報が重要であり、メディアの力をうまく活用することが必要だと思います。最近、滋賀県での国スポ・障スポのイメージソングができたと同いしましたが、例えばそれをテレビ・ラジオで流す、幼稚園や小学校に配布して子どもたちに歌って覚えてもらうなどして、とにかく周知を図る。またネームホルダーやピンバッジなどの啓発グッズも子どもたちや各企業に配布してとにかく県民の皆様の目に留まるようにするなど、もちろん一定の経費がかかることですが、何にどれだけかけるのかをしっかりと考えた上で広報活動の充実をお願いしたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。只今、皆様から様々な御意見をいただきました。今回は計画の中間評価ということでしたので、今後の取組に向けて課題は色々抽出されておりましたので、今日の皆様からの意見も参考にさせていただきながら分析を進めていただいて、具体的な部分へ進めていただきたいと思っております。

では、次に議題(2)の「第3期滋賀県スポーツ推進計画の策定について」を事務局より説明願います。

(事務局)

それでは議題(2)の「第3期滋賀県スポーツ推進計画の策定について」説明させていただきます。

・資料3 「第3期滋賀県スポーツ推進計画の策定について」の説明

(会長)

ただいま、事務局から説明のありました内容について、御感想や御意見をいただきたいと思えます。

(委員)

先日、障害者スポーツ協会でも法人化に向けた動きの中で、名称を障害者スポーツからパラスポーツに変更するかどうかという話題が出ていました。今後、第3期計画のなかで「パラスポーツ」という名称を採用するかどうか御審議いただけるといいなと思います。

(委員)

私自身、地元のスポーツ協会、スポーツ推進委員、総合型クラブ、障がい者スポーツ指導員と兼ねておりますが、常々、それぞれの立場がうまくコラボレーションできていないなと感じています。それぞれが素晴らしい力を持っているにもかかわらず、1+1が2になっていない。今後、施策を考えていく中で、各種団体がうまく連携し、足して2倍以上の力が発揮できるような仕組みをぜひ考えていただきたいと思えます。

(委員)

第3期計画の期間内には国スポ・障スポやインターハイが控えており、やはり全国から注目を集める大会をうまく活用し、県民のスポーツに対する機運醸成を図り、うまくムーブメントを作れるような計画にしていければいいなと思えます。

(委員)

運動部活動でいえば、単独でチームを組めない学校・部活がどんどん増えてきています。甲賀市、湖南市でも昔は花形と思っていた野球やサッカーでさえ、合同チームでないと出場できないという学校が半数ほどあります。今までは多くの部員を抱えているチームではなかなか試合に出られない選手が多かったのですが、人数が減ってきていることで1年生からレギュラーで試合経験を積めるようになってきているという点では良いことだと思えますが、更に進んでチーム編成が成り立たなくなっているという状況で、やはり今後の部活動のあり方という点についてはしっかりと考えていかなければならないと思えます。国の方でも、平日は学校部活動、休日は地域へ帰して地域部活動とし、顧問も休日は指導しないといった仕組みの例を示されており、令和5年から取組を進めようとしてされています。この形が本当に根付くのか、課題も様々あるとは思いますが、運動部活動のあり方については岐路を迎えていると感じています。

(会長)

部活動の問題は深刻だと思います。おそらくオリンピック・パラリンピックが終われば、この問題が中心となってくるかと思えます。

(委員)

来年度から2024年あたりにかけて、スポーツ少年団の認定員をスタートコーチとして格上げしてこうという動きがあり、また総合型クラブがスポーツ少年団を持つといった動きもあります。現在自分の総合型クラブにおいてもそこまでの活動ができるのかということを考えながら準備を進めていますが、部活動との関わりも非常に深刻で、地域によっては部活動も種目が非常に少なく、選択肢がないというところもあります。そういった地域において、総合型クラブが受け皿になれるのかといった課題がここ

数年で具体的に出てくるのではないかと考えております。今後、総合型クラブは滋賀県スポーツ協会の中に入ることになっていきますが、県とスポーツ協会とが協力してなんとか取組を進めていかないといけないと考えております。

(委員)

スポーツに触れる機会の確保と拡充という部分が今後ますます重要になってくると思います。例えばクラブの活動でも親が送迎できないところは参加したくても行けないなど、経済面の影響もある程度はあると思います。運動部活動はそういった経済的な差異が生じにくい仕組みなのかなと考えていますが、その運動部活動が成り立たなくなってきた状況を踏まえ、その代わりにどのような仕組みを考えていけば子どもたちのスポーツに触れる機会を確保できるのかを考えていかないと、せっかく大きなスポーツイベントがあって子どもたちがスポーツをしてみたいとなったとしても、それをできる受け皿がないという状況になってしまてはいけないと思います。この点は教育委員会との関わりも非常に大きいと思いますが、是非とも縦割りにならず、スポーツの分野と学校教育の分野でうまく連携し、子どもの運動・スポーツをする機会について考えていただきたいと思います。

(会長)

この点は非常に大きいと思います。国の第3期計画の中にもありますが、スポーツ基本法の大きな柱は「スポーツをする権利」ですので、そういった部分で今の部活動の問題を教育の枠組で残すのか、コミュニティスポーツとして地域に帰してしまうのか、あるいはその中間体でやっていくのかといったように、この審議会は大きくは生涯スポーツの推進について検討する場ですので、県全体の生涯スポーツを推進していく上でこの運動部活動の課題は考えていかないといけないと思いますし、次回以降も様々な視点からの課題抽出が必要となると思います。

(委員)

スポーツの強化や普及について、県内の各教会や競技団体との連携を一層強化していただきたいといます。私自身、日本ボート協会のパラローイング委員会で今月末の東京パラリンピックに向けてトレーナーとして参加させていただいていますが、合宿地において行政や競技団体の方が連携して対応していただき、大変お世話になった経験があり、周囲の関係者を巻き込んでいく大切さを感じております。

(委員)

次の5年間を見るとやはり国スポ・障スポやインターハイといったものがメインとなってきますし、大事な計画になると思います。意見にもありましたように、メディア等とも連携し広報活動の充実をお願いしたいと思います。

また滋賀県ではビワイチといった自転車の取組も熱心にされておりますので、そういった取組も含め別々のものではなくうまく様々な要素を取り入れた形の計画となるようにしていきたいといます。

(委員)

多様な主体を考えていく際に、多様なスポーツの形を考えていく必要があると思います。今はスポーツを実施する場所に行かなければ、そのスポーツができないような仕組みになっています。どんどん高齢者が増えていく中で、要支援まではいかないまでも、1人ではスポーツを実施する場所まで行けない方がたくさんおられると思います。そういった方々がどのようにしてスポーツをできるか考えたときに、やはり在宅でできる形というものが必要となってきている時代がすぐそこまで来ていると思います。そういった意味でもスポーツをする場所に行かないとできないものというものだけではなく、スポーツの多様なあり方という部分を審議事項の中に入れていただければと思います。

(委員)

スポーツに関しては常にポジティブな考え方をしていかなければならないと思っております。運動部活動、スポーツ少年団、総合型クラブ、色々な課題がありますが、だからこそこうしていったらいいんじゃないか、といった視点が大事かと思えます。滋賀県の国スポ・障スポも1年延期となった際は、ターゲットエイジをどうするかなど、動いてもネガティブな視点になってしまいがちでした。しかし、ポジティブに捉えると、1年延期となったことでパリオリンピックと被らなくなり、オリンピック、国スポ・障スポ、インターハイというイベントの連続性を生むことができるチャンスとなっております。このようにポジティブな視点で考えながら、是非とも大胆な県の施策に期待します。

(会長)

政策評価の視点が非常に大事だと思います。国もエビデンスに基づく政策立案（EBPM）を推奨しておりますし、滋賀県らしく、しっかりエビデンスを取って次の政策立案に進むというベースが大事だと思います。

また地方創成ということで、滋賀県らしい計画の策定を求められると思えますし、そのために様々な連携が大事になっていきますが、政策主体がどこなのかということを確認しながら進めていくことが非常に重要だと思いますので、この辺りをベースにしながら第3期計画の策定に向けて進めていただければと思います。

(会長)

皆様から様々な御意見をいただきましたので、是非とも反映していただければと思います。それではお時間もまいりましたので、本日の議事をこれにて終了させていただきます。委員の皆さんありがとうございました。事務局に進行をお返しします。

(事務局)

横山会長ありがとうございました。

本日は、第2期スポーツ推進計画の進捗状況や、次期スポーツ推進計画について御議論いただき、誠にありがとうございました。

皆様からいただきました貴重な御意見は、議会等への報告に反映させるとともに、計画に基づく各種取組にも反映させていきたいと思っております。

委員の皆様には、引き続き本県のスポーツ振興施策の推進に御支援、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、次回の審議会は11月中の開催を予定しております。日程の調整をさせていただくため、日程調整表をお配りさせていただきます。お手数ですが、お帰りまでに御都合を記入していただきますようお願いいたします。

オンライン参加の永浜委員と、本日御欠席の委員の皆様には、追って日程調整表をメールさせていただきます。

また、机前にあります県スポーツ推進計画は、そのまま置いて帰っていただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

※文中のゴシック文字には、割愛・省略があります。